

平成 15 年 度 第 11 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 15 年 10 月 22 日 (水) 午後 1 時 32 分
場 所 八王子市役所 8 階 801 会議室

第 1 1 回定例会議事日程

- 1 日 時 平成15年10月22日(水)午後1時30分
 - 2 場 所 八王子市役所 8階 801会議室
 - 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第57号議案 八王子市文化財保護審議会委員の委嘱について
 - 第2 第58号議案 八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について(寺田小学校及び稲荷山小学校関連)
 - 第3 第59号議案 八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について(松が谷小学校及び三本松小学校関連)
 - 4 協議事項 平成16年度教育予算要求について
 - 5 報告事項 平成16年度入学予定者に係る学校選択の状況について
-

第 1 1 回定例会追加議事日程

- 1 日 時 平成15年10月22日(水)午後1時30分
- 2 場 所 八王子市役所 8階 801会議室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第60号議案 中学校情緒障害(通級)学級の設置について
 - 第2 第61号議案 八王子市特別支援教育移行事業計画について

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委員長職務代理者	（3番）	名取龍藏
委員	（1番）	小田原 榮
委員	（4番）	齋藤健児
委員	（5番）	成田一代

欠席委員（1名）

委員	（2番）	細野助博
----	------	------

教育委員会事務局

教育長（再掲）	成田一代
学校教育部長	水野直哉
学校教育部参事 兼指導室長事務取扱 （教職員人事・指導担当）	永関和雄
教育総務課長	坂本 誠
学校教育部主幹 （企画調整担当）	後藤正幸
施設整備課長	穂坂敏明
学事課長	望月正人
学校教育部主幹 （学区等調整担当）	尾川幸次
学校教育部主幹 （新校開設準備担当）	萩生田 孝
指導室指導主事	清水哲也
生涯学習スポーツ部長	高橋 昭
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当） 兼図書館長事務取扱	大熊 誠
生涯学習スポーツ部主幹 （企画調整担当） 生涯学習総務課長	米山満明
スポーツ振興課長	山本保仁
学習支援課長	奥野光孝
文化財課長	佐藤 広

生涯学習スポーツ部主幹 (体育館担当)	岡部晴夫
生涯学習スポーツ部主幹 (南大沢地区図書館・公民館担当)	西山孝
生涯学習スポーツ部主幹 (川口地区図書館・公民館担当)	新井政夫
生涯学習スポーツ部主幹 (生涯学習センター図書館担当)	石原覚寿
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	梅澤重明
学事課主査	上野芳正
学事課主査	穴水裕
文化財課主査	新藤康夫

事務局職員出席者

教育総務課主査	小柳悟
教育総務課主査	嶋崎朋克
担当者	後藤浩之
担当者	嶋田明洋

名取委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は4名でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成15年度第11回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員は、4番 齋藤健児委員を指名いたします。

また、本日、追加日程の提出がありましたが、これにつきましても議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 全員、異議ないものと認めます。

それでは、議事日程に従いまして進行いたします。

名取委員長 初めに、日程第1、第57号議案 八王子市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、文化財課から説明をお願いします。

佐藤文化財課長 それでは、本案に関しまして、文化財課新藤主査が御説明いたします。

新藤文化財課主査 ただいま上程されました第57号議案について、御説明申し上げます。

本案は、平成15年10月31日付をもって任期満了となります。八王子市文化財保護審議会委員につきまして、相原悦夫氏外8名を再任とし、新たに池上裕子氏を適任と認め、八王子市文化財保護条例第46条の規定に基づき、平成15年11月1日付で委嘱しようとするものであります。

八王子市文化財保護審議会委員は、文化財に関し、広くかつ高い識見を有する者に委嘱すると条例で定められております。選任に当たりまして、考古学、中世史、近世史、民俗学等、それぞれの分野を考慮したところでございます。

新任委員について、御説明申し上げます。

池上裕子氏は、本市を代表する国指定史跡・八王子城跡を初めとする後北条氏に関する文化財を広い視野から御指導していただきたいと考えております。

また、審議会等の適正なあり方に関する指針により、女性としたところでございます。

以上でございます。

名取委員長 ただいま文化財課の説明は終わりました。

本案について御質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御質疑はないようであります。

本案について御意見はございますか。

〔「意見なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 ないようでありますので、ただいま議題となっております第57号議案については、今説明のとおり、御異議ないものとしたしますので、よろしく申し上げます。

小田原委員 要望だけ。

名取委員長 では、申し上げます。

小田原委員 池上さんが入って、幾らか若い方なのですが、高齢の方が多いので、もっと年齢のバランスをこれから考えていただければと思います。

名取委員長 ということで、今後、参考にしていただければありがたいと思います。

どうもありがとうございました。

名取委員長 次に、日程第2、第58号議案 八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

尾川学校教育部主幹 まず、寺田小学校、稲荷山小学校の統合関係でございます。

これにつきましては、今年の1月から協議会を設けまして、11回まで協議を重ねてきまして、統合について、それから学校名につきまして提言がまとまったものです。条例改正をする必要がございますので、準備を進めていきます。

詳細につきましては、担当の穴水主査から御説明申し上げます。

穴水学事課主査 それでは、改めまして、ただいま上程されました第58号議案について、御説明申し上げます。

八王子市立寺田小学校及び稲荷山小学校の統合につきましては、両校の関係者及び地域住民で構成される寺田小学校・稲荷山小学校統合連絡協議会の提言を踏まえ、本年6月25日の第4回教育委員会定例会において、平成16年4月に寺田小学校と稲荷山小学校は統合し、統合先は現在の寺田小学校とする方針を決定したところであります。

そこで、学校の設置及び廃止にかかわる基本的事項について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号の規定により、教育委員会の権限の範囲内で定め、来る平成15年11月に開催予定の第4回市議会定例会において、「八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定」を市長に求めるものであります。

内容といたしましては、寺田小学校及び稲荷山小学校を平成16年3月31日をもって廃止し、4月1日付で八王子市立緑が丘小学校を現在の寺田小学校の位置に新たに設置をするものであります。

なお、新たに設置する小学校の名称につきましては、統合連絡協議会において、児童、保護者及び地域住民から募集した学校名のアンケートをもとに検討し、11の校名が提言されたところであります。これを受け、事務局で検討した結果、統合連絡協議会で協議された「統合に当たり、校名を新たにする」という方針を尊重し、また、寺田町の丘陵部に位置する小高い丘と森に囲まれた小学校であり、緑とともに子どもたちに伸び伸び育ってほしいという願いを込めた「緑が丘小学校」が児童、保護者からの応募数も一番多数であり、新たな学校名としてふさわしいものと判断し、ここに御提案申し上げたものであります。

また、新たに設置する緑が丘小学校の通学区域につきましては、現在の寺田小学校及び稲荷山小学校の通学区域を予定しておりまして、八王子市立学校設置条例の改正後に、別途「八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の改正」について御協議いただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

名取委員長　ただいま学事課の説明は終わりました。

本案について御質疑はございますか。

齋藤委員　意見でよろしいですか。

名取委員長　質疑ということで、意見は後ほど。

特に、質疑はよろしいでしょうか。

{「質疑なし」と呼ぶ者あり}

名取委員長　それでは、本案についての御意見を申し上げます。

齋藤委員　先日、この会に至るまでの間に、事前に稲荷山小学校の保護者の方から、この委員会を通して、資料を手元にいただきました。議事録をよく読ませていただいて、この第1回から11回まで、本当に皆さん御苦勞なさってここまでこぎつけたということの御苦勞を本当に大変だったと、まず敬意を表します。

ただ、これを読んでいきますと、私、これを読めば読むほど、地域の方の意見がこの「緑が丘」という名前が全部の方を100%納得させることは大変だということはおわかりますが、まだ大変地域の中で、この名前のものであれば、非常にくすぶ

っているという感じが 私、この春までPTAやっていたし、地域の声が比較的届くものですから、今、この問題で「緑が丘小学校」という名前をそのまま通したことによって、まだ保護者の中に非常に問題が残りそうな感じがするのです、私は、これを残してしまっただけで開校しますと、明らかに子どもに影響が出る。だから、私はこの「緑が丘小学校」という名前について、どの程度地域の方々が納得なさっているというふうにお考えですか。ちょっとそのあたりを質問したいのですが。

尾川学校教育部主幹 この学校名につきましては、第10回の協議会で検討しまして、その前段階として、児童、保護者、地域の方のアンケートを募集いたしました。その中で、いろいろな学校名が出されてきました。最終的には、11の学校名が提言としてまとめられたということでございます。

その中には、従前の「寺田小学校」、あるいは「てらだ小学校」、「寺田さくら」であるとか、「寺田の森」とか、「寺田」を使った名前も幾つもありました。それから、「グリーンヒル」であるとか、提案しました「緑が丘」であるとか、「双葉」であるとか、新しい名前も提言されています。

教育委員会が、この協議会の事務局として進めてきましたけれども、私どもの方とすれば、3つか4つぐらいにぜひ絞り込んで御提言をいただきたいというようなお話で進めてきたのですけれども、協議会の状況を申し上げますと、寺田小学校の保護者、あるいは寺田の地域にお住まいの方の中からは、寺田町にあるので「寺田」という名前ではないのかというふうな御意見も出されました。

一方、稲荷山の保護者の方からしますと、統合するに当たって、やはり新しい学校としてスタートするということが非常に今後の教育の部分からも大事だということで、是非新しい名前をつけてほしい。むしろ、「寺田」という名前を使う、あるいはそういうものを引きずるというようなことは是非しないでほしいというような意見も出されました。

ただ、協議会の中では、アンケートもいろいろ出ましたし、そうした中で、実際に「寺田」という名称も出てきておりますので、これを提言の中に入れたいということにはなりません、十分に絞り切れはしなかったのですけれども、「寺田」という部分も含め、また新しい名前も含めて、予想より多い11の候補校名が寄せられたということでございます。

学校名につきましては、統合に当たっての象徴的な事象だと思っておりますので、私

ども事務局とすれば、新しい名称でいくということが今後の教育上の部分から見ますと必要であると考えこのように提案をさせていただきましたけれども、協議会の中では本当にそれぞれの意見がありまして、十分に集約し切れない状況でありました、ということでございます。

水野学校教育部長 尾川主幹の経過説明のとおりですけれども、私の方から補足をさせていただきますと、協議会の中では、候補名を教育委員会の方に提言してもらおうと、協議会の方から。その中で、教育委員の中でこれを絞り込んで、時期的なスケジュール等もありますということで、来年4月に統廃合するのであれば、この12月の市議会定例会に条例を上程するというスケジュールと、それから仕組みみたいなものを前提に協議会にお話しをした上で、今までアンケートをやろうよとか、それから学校名を11校に絞り込もうよと。私も当日参加していましたけれども、じゃあ、11の中から、今までの議論の経過を踏まえながら市教委で選んでくれますねと。そして、最終的には議会の方で、市長が提案した条例で承認すると。そういうような前提で協議会は進んでおりましたので、ちょっと主幹の報告につけ加えをさせていただきたいと思います。

名取委員長 ありがとうございます。そのような御説明でしたが。

齋藤委員 その説明はよくわかりますが、これを読めば読むほどなんですけれども、11の候補が絞られたわけなんです、その後、また稲荷山の保護者の方から、やはり「寺田」については納得できないという形で、教育長あてに出ているのかな、請願書等が出ていたり。そのあたりが少し影響したということはありませんか、この候補に絞り込むときに。却下なされたということは何かちょっと、この議事録では読みましたけれども。

つまり、何が言いたいかということ、私、まだ地域の声が出切っていないような気がするのですよ。やはり、このままこれをこの教育委員会があっさり通してしまうと、地域の方々はまだ発言がし切れないまま、くすぶったまま次に進んでいくという形になっていってしまうような感じがしますが、ちょっとそのあたりはどうお感じになりますか。

名取委員長 その辺の感じというのは、いかがでしょうか。

水野学校教育部長 学校の統廃合に関して、2回にわたって提言があったわけですけれども、統合の意思決定、統合するというのと、それから統合に当たっては新しい、いわゆる吸収ですとかそうではなくて、2つの学校を廃止して新しい学校を作ろうということで、当委員会にも統合についての提言の説明をしたわけですけれども、その方針が決まった後、じゃあ、学校名をどうしようかと。それから、施設の改善等についてはどうしようか。そ

れから、教育内容についても、この際、こういった方向でというようなことで、たしか2つの分科会、ソフトとハードに分けて協議会の中では議論をして、それぞれ分科会の報告を受けながら、提言として、施設についての要望、それから名前についての要望が出てきたわけです。

私は、それぞれ地元が作っていただいた協議会で、最後のときにももっと長く協議会を続けるべきだと。いろいろな課題があるので、ここで終了するのはいかがなものかという意見も出ました。ただ、正副会長の方から、これ以上やってももう議論をすることははないのではないかと。ですから、また新しく学校ができた後、その当該学校について良くするためにいろいろな会合を開けばよいのではないのかということで、私の方としては、協議会については11回をもちまして、10月の下旬ですべての議論を終えたと。私は、正副会長には、また参加していただいた委員には、もう本当に土曜日・日曜日、また夜間という時間設定でやっていたので、冒頭、齋藤委員からもありましたけれども、ものすごい多くの時間を費やして議論をしていただいたと思っているところでございます。

齋藤委員 誤解のないように言っておきたいのですが、私は「緑が丘」が嫌だとか、「寺田」の方がいいとかと言っているわけでは全然ないのですね。せっかくこの教育委員会に11の候補が投げかけられて、候補を絞ってほしいと言われたのですから、私もない知恵を絞って、どうしたらいいのか どちらに決まっても、多少の遺恨が残るのは、これはしょうがないことだと思うのです。どちらも思い入れがあることでしょうから。ただ、できる限りいろいろな、仲よく、本当に2つの学校が気持ちよく開校に向かうために、できる限りのことはすべきだと思うのです。

じゃあ、何ができるのかない知恵を絞っているいろいろ考えたのですけれども、前例があるかないかはわかりませんが、両校の代表の方々の御意見を、生の声を、この教育委員会の席上か、または懇談会的な非公開の中でもいいのですが、お話を聞くという会を開いて、それから判断するというような方向性がどうかと私なりに考えてみましたけれども、まだ議会の方も11月の末ですよ。もう1回ぐらいは審議するチャンスがある。つまり、11月に定例会もありますから、その定例会のあたりに、各校の代表者の方、できれば学校長あたりから本当の生の声を聞いて、言うだけのことを本当に聞いて、受けとめて、それからどうだという話をしていった方がいいように私は感じました。

これは、決して、今まで努力なさってこられた、尾川主幹初め皆さんのやられていることが信用できる、できないとか言っている問題では全くなくて、もっとやはり地域の声が、まだ意見が出切っていないように私は感じ取っております。

名取委員長 齋藤委員からこのような意見が出ましたけれども、ほかの委員さん何か、このことについて御意見ありますか。

小田原委員 「そもそも論」があるのですよ。学校の統廃合というのは、そこに通っている子どもたち、そこに通わせている保護者、そこを卒業した卒業生、同窓生の皆さんとか、それからそこに暮らしている人たちとか、いろいろな思いがあって、2つとか3つの学校を一つにするというのは、それぞれの思いがあるわけですから、大変なことなのですよ。

それについて、統廃合をしますよという話が教育委員会から出されたときに、ここでも保護者の方々が初めに統合ありきというのはおかしいという話を言っていますけれども、大体そういう話が持ち上がるというのは、統廃合を前提として話し合いが持たれたらだろうと。話し合いが持たれるような協議会をつくるということがいいのか悪いのかという問題がありますね。いいのか悪いのかというのは、それが賢明な方法なのかどうかというのはあるけれども、本市の場合には、協議会をつくって、そこで説明もし、お話しも伺うということをやってきて、今日までやってきたという、そういう経緯があると思うのです。

そうすると、今、齋藤委員は、議論が出尽くしていないのではないかとか、あるいは生の声を聞くべきだと言われるけれども、この生の声というのは、どこまでが生の声なのか。これもきりが無い話になるわけです。それから、出尽くしていないというけれども、出尽くすというのはどういうことなのかと考えたときに、出尽くすというのは、これも際限ないと私は思うのです。だから、どこかで決着を見なきゃいけないと思います。

それで、こういう協議会をつくって協議をしてきたわけですから、私たちが改めて生の声を聞くということはないと私は思うのです。ただ、私、質問しなかったけれども、今、齋藤委員が御意見を述べられているような、十分信用していないわけではないと言ったけれども、信用できない部分があるのではないかなと。いや、そんなことはありませんよ、十分ですよ。私たちを十分信頼して、それを私たちのところへ提示しているのですよと。そういう話についてはどう答えるかという、そこだと思いますよね。

成田教育長 私どもこの統廃合については、教育委員会としては、地域に協議会を設立し

て、そこで十分協議をしていただく。そういう中で、住民がこれからまちをつくっていったり、学校の教育にどう参加していくか。あるいは、教育の環境をどう整えていくかという問題と、もう一つは、やはりそれぞれの学校が自分の学校を誇りとしておりますし、先ほどおっしゃったように、卒業生も出しております。ですから、学校が地域の核になっているという部分もありますので、その思いたるや本当に深いものがございます。そういう意味で、寺田と稲荷山の小学校においても、それぞれこの協議会の委員には十分な御努力と御尽力をいただいているところでありまして、そういう中で市教委への提言をいただいたわけです。

それで、その提言に基づきながら、私たち教育委員会として決定をしまして、市長を通して議会に提出していくという形を踏むわけですが、やはり齋藤委員の中に、この手続上の問題、そういうようなものの御理解が、非常にお勉強して、御研究していただいて、お読みいただいている中で、きちんと伝わっていたかなというところが大変気がかりになりますので一言申し上げますけれども、私、11も学校名を協議会から上げてくること自体に、協議会は大変悩んだらうと思うのですよ。ですから、協議会が上げてきたままを委員会に上げていくことこそが、私は教育委員会として合議体の中で協議できるものだ、そういうふうに思っているわけです。

とするならば、手続上と申し上げましたけれども、この校名を募集した、その内容はどうなっているのだろうか、もう1回ここで事務局に確認をしたいと思っています。なぜこれが稲荷山から出た10月17日に私ども教育委員の方へ届いたもの。あるいは、「寺田小学校」という校名が中に入っていないながら、「稲荷山小学校」という名前が何もなにか、その辺も私少し確認をさせていただければと思っています。

尾川学校教育部主幹 学校名の募集の関係で、アンケートでございますが、まず地域の方にとりました。それから、自治会とか町会等がございましたので、ぜひ役員会の方でも御検討いただきたいというような話を、協議会の委員として自治会関係の方がおいでいただきましたので、役員会でもぜひ御検討いただきたいという話をしまして、地域の方に学校名募集の回覧等を廻しましたが、そのときの学校名選定の基準の考え方として、3つ出しました。1つは、統合前の学校名、すなわち「寺田小学校」、「稲荷山小学校」、その名称はそのまま使用しないというのが1点でございます。2点目が、わかりやすい校名にすること。それから、3点目が、地名を大切にすること。または、新しい学校にふさわしい校名にすること、このような考え方で学校名についてアンケートを寄せていただきました。

いと呼びかけました。児童につきましては、両校の校長が児童に直接呼びかけまして、寄せられてきております。保護者の方は、学校を通しまして、同じような文書を配りまして、寄せていただいたわけでございます。

そうしますと、なぜ「てらだ」も含め、「寺田」が出てきているのかということですが、協議会とすれば、今申し上げましたような3つの考え方で募集はしたのですが、いざそれを受けとめた地域の方は、協議会に直接出席をしている方ではございませんので、協議会で考えてきた、学校名についての意識レベルといいたしめようか、認識が必ずしも同じ状況ではなかった。やはり、寺田という地域に愛着を強く持っておられる住民の方も相当数いらっしゃると思います。そういう方が「寺田」という名称でいいじゃないのかということで、応募されてきました。

その応募は、すなわち選定基準からはずれているものでございます。ですから、このはずれているものを一切排除をして検討するのか、それとも私たちの協議会の認識と地域の方の意識がずれているかもしれないが、それも含めて同じように検討の俎上に上げて協議をすべきかという意見がございまして、いろいろな御意見がそこで出てきたのですけれども、やはり「寺田」という名称を提言の一つの候補として入れたいという意見も相当数ございまして、実際の11の校名の中にそのような従前の名前の学校名も入ってきているし、また新しいものも盛り込まれたという状況でございます。

成田教育長　　今、確認をさせましたけれども、やはりそうしますと、齋藤委員、いかがでしょうね。協議会のいろいろな考えを取り入れながら、校名選定基準にはこれは入っていないから、これは削除しますよというような私は態度をとらないで、私ども教育委員会に11の校名を上げてきていただいたという、この姿勢は私は大変重く、大事に受けとめたいと、そんなふうに思っているのです。

そこで、私はさらに、このすべての校名が上がった数字の中に、地域や、保護者や、児童や、すべての方々が一番多く校名として名乗り出ている校名は一体何だろう。そういうことをもう1回確認させていただきながら、申し上げたいことは、協議会でも十分に協議しながら、両校の保護者、地域、あるいは児童のことを思って、私は提言がされてきていると考えるわけです。

尾川学校教育部主幹　　今、お配りしましたのは、懇談のときにもお話をしましたけれども、実際に上がってきた校名の11の提言でございます。2枚目が、その11につきまして、児童、保護者、地域住民の方がアンケートで寄せていただきました数を数字で示したものの

でございます。右から2列目のところに小計が入ってございまして、「てらだ」が84、「グリーンヒル」が39、「緑が丘」が141ということでございます。これを合計しますと344件、あるいは344人と言っていると思いますけれども、寄せてございます。一番多いのが「緑が丘」でして、率にしますと41%になります。それから、2番目に多いのが「てらだ」で24%ということです。3つ目が「グリーンヒル」で11%、このような状況になっています。

以上です。

齋藤委員 このデータはもちろん事前に見させていただいて、十分理解しております。成田教育長、私、ちょっと心配しているのは、私、その会議には出ていませんからわからないのですが、やはり私この地域に生まれて育っていると、当然あの地域にたくさん仲間もいますし、私の耳に入ってくる話もたくさんありますが、何か私、どうしても嫌だと言って混乱させるつもりはありませんが、言った、言わないの問題はやはりくすぶっていますね。この議事録を読んでも、7月13日の両校の学校の名前は使わないというルールを決定したというところ。第7回のこの協議会の中で、それを言った、言わないのところ、寺田地区の方々、決してあそこでは承諾はしていなかったのだというようなことをおっしゃっていらっしゃるような声が聞こえてきています。それはもう、それを言い始めちゃったら言った、言わないの問題ですから、これはしようがないと思うのです。

ですから、結果は、あくまでも最終的に出たこの11の提言。ただ、このアンケートについては このアンケートを見ながら11候補に絞られたのですよね。

尾川学校教育部主幹 そうです。

齋藤委員 11候補に絞ってからアンケートがあったわけではなくて、アンケートを見ながら11に絞られた。つまり、このアンケートの信憑性というか、そのところも何かくすぶっているような話は耳に届いています。どこまでお聞きになっているかわかりませんが、寺田地区の方ではこれから請願を出す準備があるという話も聞いていますけれども、相当まだこの問題は根が深いなと私は判断している。だから、やはり、私は地元の声を1回聞いてからの方がいいのではないかなというふうに意見を申し述べさせていただいているのですが。

ちょっと、こういう経験をお話しさせていただいていいかわかりませんが、私も長くPTAをやっていた関係のとき、請願書だとかいろいろなところに出すのですね。お願いするわけです。一市民はそれしか力がない。一生懸命署名を集めて、請願書等を

出しますよね。いろいろとこの結果を出してくださいというふうにお願いしますと、一番最悪のパターンでは返事もないということもあります。私もPTAのときに、成田教育長にもいろいろと意見、請願なんかを出させていただいたこともあります。そうすると、文書でお返事が来ます、公文書として。これも、非常に文書というのは冷たいですよ。返事として、保護者の受け取り方は、こうなりましたという文書だけで受け取ると、何か本当にどこまで話を聞いていただけたのかなと、すごい無念さが残っている。

私は、自分のその経験からしても、結果が「緑が丘」になってもいいのです。私は別にどうしてもどうだ、こうだ、これが嫌だと言っているのではなくて、教育委員会もいろいろと変わってきて、一応保護者の声もしっかり聞くという姿勢を見せていく必要があるのではないかなというふうに思うのです。その気持ちは間違っているでしょうか。任されたわけですよ、我々のところに。11の候補の中から決めてくださいと。この議事録の中にも、司会の方も11の内容を教育委員会の方々にお任せしますという形で投げられたわけですよ。である以上、やはりこの最高の決定機関で決めなければならない人間は、ただ報告を聞くだけではなくて、少なくとも私は地域の中ではまだまだくすぶっているこの内容については、声を聞いてからの方がいいのではないかなというふうに思っております。

小田原委員 声を聞くというふうな話で出発して、こういう声を聞いているわけだからね。改めて声を聞くという必要はないと思いますよ。一人の話も聞くというのは、そういう姿勢は大事だけれども、声を聞くという、それは一つの姿勢であって、決めるのは私たちに任せられていることですから、それをもとにして決めればいいわけです。

そのときに、その出発点は、2つの学校は廃校にすると。発展的という言葉を使うのかどうかは別にしてね。それで、新しい学校をつくるのですよと。新しい学校をつくるについては、教育委員会が名前を決定しますよというふうにしているわけですからね。そのときに、新しい学校について、八王子市としては、多くの学校が地名をとっているけれども、地名で決めなければいけないということもないと。とすれば、新しい学校をどういう名前を出発させるかというのは、一つの哲学なり、理念なり、ポリシーなりを持って決めていけばいいわけで、そこのところをはっきりとさせれば、じゃあ、それに基づいてこういうふうにしましょうということでもいいのではないですかね。

名取委員長 というところでどうでしょう。

小田原委員 齋藤委員が熱弁を振っているわけだから、もう一人、2番の細野委員もいるはずだけれども、いらっしゃらないから、この話を細野委員に聞いていただいて、どう

考えるのかというのも何って決めるという方がそれこそ大事ななというふうにも思いますので、今日決めなきゃいけないかどうか。そこら辺、どうですか。

成田教育長　今の御質問に答える前に、新しく委員に御就任いただいて、真剣に一つ一つの物事に対応していただいていること大変感謝するわけです。教育委員会がいわゆる合議体であるということ、それから私どもがこのような提言をいただくに当たっても、市民の方々と事務局も含めて、協議会を設置してやっけていただいている以上、その提言については大変な私は尊重を持っていただくと。それをこの委員会で十分に協議していただくという部分では、今、そういう現実に立ちますと、小田原委員が、新しい委員が就任されたというこの時期、全員の委員が集まった時点でもう一度これについて協議をいただくという、そういう慎重さも必要と思いますが、事務局の方で、その日程について報告させていただきます。

尾川学校教育部主幹　冒頭お話をしましたように、これは11月末から始まります第4回の市議会定例会で条例を改正する必要があるとございます。それから逆算しますと、次回の定例会は恐らく11月上旬に予定をされていると思いますので、そのときに最終的に学校名が決まれば間に合うものと考えております。

名取委員長　それでは、次回の11月5日の定例会で正式決定ということでよろしく御協力いただきたいと思っておりますので。

齋藤委員　それで結構です。ただ、今、成田教育長がおっしゃった、それは十分承知していただきますので、私も何が何でも熱弁を振るって、皆さんの意見をどうこうというつもりは全くありません。私は私なりの知恵を絞ってこれがベストだろうと思った意見を言わせていただいたということで、ほかの委員がこうであろうということで、やはり最終的には多数決で決めていかなきゃならないことで、皆さんがほかの御意見であるならば、当然それはそれでしょうがないというふうには思います。

ただ、私の意見は、ぜひ生の声を聞いた方がいいと思っているという意見は出させていただきますということでございます。よろしく願います。

小田原委員　ですからね、もっと聞くべきだというふうに齋藤委員言っておられるわけだから、十分聞いていますよという、そういう事務局のお墨つきが欲しいのですよね。もっと聞くべきだと言っているわけだから、十分聞いて、こういうふうに提案していますと、そういう話が欲しいのですよね。

齋藤委員　そうですね。

名取委員長　　そういうことで、事務局、よろしいですか。

水野学校教育部長　　小田原委員の御質問ですけれども、先ほど私がお答えしましたとおり、こういったスケジュールで、こういった方法でぜひ地元協議会をつくって、段階を踏んで、学校名についてはこういったスケジュールで、こういった段階を前提で、協議会に白紙の状態をお願いをした結果、先ほど尾川主幹の方から説明したとおり、そういった方向であれば、両論といいますか、11もの候補校名が上がり、いろいろと議論がものすごく闘わされたわけですね。そういうことで11も校名が出てきて、それを最終的に、先ほど言ったとおり、この教育委員会にかけて、12月の議会にかけるというお約束のもとで協議会がアンケートをとり、集約をし、11候補を提出したということで、我々は十分、委員さんといいますか、地域の住民の意向は協議会を経て反映された報告書だというふうに認識しているところでございます。

名取委員長　　ありがとうございます。

では、ただいま部長の方からお話がありましたけれども、その件については次回に正式決定ということで、よろしくをお願いします。

なお、私、老婆心ながらですけれども、次回、万一、急に休まれるような委員もいるかもしれませんが、その場合には、ぜひ、その委員のお考えを事務局の方で確かめておいていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

この件についてはよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　　それでは、御異議ないものと認めます。よって、58号議案については、今のように継続審議とし、次回決定させていただきますので、よろしくをお願いします。

名取委員長　　次に、日程第3、第59号議案　八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

尾川学校教育部主幹　　では、もう1件の統廃合でございます。三本松小学校と松が谷小学校の統合の関係でございます。

これにつきましても、鹿島小学校を含めて3校統合でいろいろと検討してまいりました。同じように、これは昨年11月の末でございますけれども、第1回目の協議会を設置しまして、同じように、現在まで11回まで来てございます。それで、当面、2校を統合するというので、三本松小学校が松が谷小学校の方に統合するということと、時

期は来年4月であるという提言を1月にいただきまして、これにつきましては、そのときの教育委員会の定例会に御報告をさせていただきまして、2校統合の部分につきましては、方針を確認させていただいております。

その後、学校名につきましては特に変更しないということで来ておりまして、同じように12月の議会に予定をしております。

繰り返しの部分もございませけれども、担当の穴水主査から御説明申し上げます。

穴水学事課主査 それでは、ただいま上程されました第59号議案について、御説明申し上げます。

八王子市立三本松小学校と八王子市立松が谷小学校の統合につきましては、両校の関係者及び地域住民で構成される鹿島・松が谷地域学校づくり地域づくり連絡協議会の提言を踏まえ、平成15年1月22日の教育委員会定例会において、平成16年4月に三本松小学校は松が谷小学校と統合し、統合先は松が谷小学校とする方針を決定したところであります。

また、統合後の学校名につきましては、現在の松が谷小学校の名称を引き続き使用することが連絡協議会で確認されているところであります。

そこで、学校の廃止にかかわる基本的な事項について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号の規定により、教育委員会の権限の範囲内で定め、来る平成15年11月に開催予定の第4回市議会定例会において、八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定を市長に求めるものであります。

内容といたしましては、八王子市立三本松小学校を平成16年3月31日をもって廃止するものであります。

なお、廃止される三本松小学校の通学区域につきましては、松が谷小学校の通学区域への変更を予定しておりまして、八王子市立学校設置条例の改正後に、別途、八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の改正について御協議いただきたいと思いますと考えております。

説明は以上でございます。

名取委員長 ただいま学事課の説明は終わりました。

本案について御質疑はございませんか。

小田原委員 これも決定せざるを得ない話だと思いますけれども、学校統廃合をした後で、進めてきている中で、また別に人口動態というのは変化していくと思うのですよね。その

ときに、これをまたもとに戻すというようなことは考えられますか。

言っている意味が難しいかもしれませんが、もとに戻すというのは、これがまたぐしゃぐしゃになるということも考えられるし、ぐしゃぐしゃになるというのは、白紙に戻せというような話が出てくるかもしれないし、あるいは、何年か先にまたこの当該校が統廃合の対象になってくるというようなことも考えられるのではないかと。そういうようなことを含めて、こういうのを進めているというふうに考えていいのですか。

尾川学校教育部主幹 統廃合の部分のとらえ方として、この地域につきましては、鹿島、松が谷、三本松の3校を一つの広い学区として考えて、それにつきましてはそれぞれ少人数化していますので、1校になることによって適正規模が実現できるということで進めてまいりました。当面2校ということで、第一段階の統合ということで、きょうお諮りをいただいたような部分で進めてきました。

それ以外に、その範囲内で考えますと、最近ですけれども、集合住宅ができるような用地がありまして、そこに住宅建設計画なども予定をされているという部分もございます。ただ、それが3校残さなければならぬほどの大人数がふえてくるというのは、その学区の中には、今の段階ではちょっと考えにくい状況でございます。やはり、3校統合をすることも可能な程度の増加だろうと思っております。

一方で、隣接する由木東小とか由木中央小という非常に大きい学区もそばにある地域でございます。その辺の部分を含めますと、今、小田原委員がおっしゃられたような、統合それ自体についてどうなのか。その範囲をどこまで広げてとらえるかによって、今の部分についてはとらえ方、あるいは考え方は変わってくるのかなと思っております。

小田原委員 基本的な考え方として、学校の統廃合というのはこれから進めていかなければならないと。そのときに、当然その年によって動いていくわけですから、あるいは私たちの推計が誤るということもあり得るわけで、そうしたときに、すべての学校が統廃合の対象になるというふうに私は思っているのですよ。そのときに、じゃあ、どうするかというのは、やはり先を見ながら、子どもたちのためにこういうふうにするのが一番いいという、そういう姿勢を常につくって対象校を決めるという概念。だから、それがまたひっくり返ることもあり得るだろうということも含めてね。お願いします。

名取委員長 そういうことを前提に進めていただければと思います。

質疑はほかにございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 もしなければ、御意見をお願いしたいと思います。

〔「意見なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 それでは、ただいま議題となっております59号議案については、そのように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 異議ないものと認めます。よって、第59号議案については、このように決定することにいたします。

どうもありがとうございました。

名取委員長 次に、追加日程第1、第60号議案 中学校情緒障害学級の設置について及び追加日程第2、議案第61号 八王子市特別支援教育移行事業計画について、関連していますので、一括して議題と供します。よろしくお願いします。

それでは、各案について、学事課から説明をお願いします。

望月学事課長 それでは、第60号議案及び61号議案について御説明いたします。

第60号議案、中学校の情緒障害学級の設置でございますが、これは資料によりまして、1ページ目の資料でございます。

現状といたしますと、現在、中学校の情緒障害学級は、37校の中で1校だけの設置でございます。それで、広大な八王子の地域でございますので、周辺部からの通学上の負担は非常に大きいものがございます。

それから、2番目に、次のページに図がございますけれども、小学校の情緒障害学級と中学校の情緒障害学級でございますが、小学校については、ご覧のように、年々急激に増加をたどって、平成15年度で約90名の人数があります。それに対して中学校、第七中学校は相談学級でございますが、三中だけをとってみますと、グラフがかなりこれは粗になっておりますので、こう大きく変化しているように見えますけれども、10名以下のレベルで大体横ばいで、推移しているという状況で、小学校の増加に比べまして、中学校の在籍者の増加というのは、それが影響を受けないような状況になっております。これは、中学校になってから1週間に1回とか2回通級するということが、高校入試等を控えて勉強時間が、長い通学時間を考えると、それを避けざるを得ないというふうな背景があると聞いております。

そうした背景の中で増設理由でございますが、小学校の情緒障害学級がこれだけ多い

ということ。それから、小学校の情緒障害学級の担当教員とか保護者の方も、保護者からの要望もそうですけれども、やはり近くにあれば通級したいという声が相当寄せられております。潜在的需要は高いものというふうに判断しております。

それから、増設理由の3つ目のところでございますが、学校選択制との関連でもひとつ配慮を要することがあるだろうと思っております。これは、学校選択制、中学校につきましては、37校すべての学校を選択できることになっております。もし、情緒障害学級に通いたいということで、あわせて自分の在籍校も第三中学にしたいといった場合に、やはりそこに集中するということが予想されます。それはそれで、希望ということでももちろん尊重しなければいけないことですが、そもそも自宅から近いところであれば、より適切な自校内通学も実現できるだろうと。第三中学校へのそうした意味での集中化は避けなければいけないだろうと考えているところでございます。

3番目に設置校の選定でございますが、全市の交通の便等を考えますと、これは現在見直しの作業には入っておりますが、心障学級の整備計画で、東部地区、中部地区、西部地区というふうに3分割することが適当だとされておりますが、その中で、今回、東部地区の南大沢中学校、西部地区の浅川中学校ということで、議案の方に設置する学校名を記載させていただいておりますけれども、そちらの方に設置することで、利用生徒の負担軽減と、それから利用拡大を図ることができると考えております。

4番目に、現在、特別支援教育対策委員会というところで、従前に決定いたしました心障学級整備計画の見直しをしているところでございますが、今後の特別支援教育制度を視野に入れた場合でも必要だということでございます。これは、今後、情緒障害学級での生徒の対応というのが、各学校、37校であれば37校のそれぞれの学校で対応したり、あるいは一定程度、やや専門的な指導を受けるという場合も含めて、3校から4校に1校の拠点校ということが見込まれておりまして、東京都の教育委員会でもそのような検討をしているところでございます。

そうしたことから、現行の1校への集中化を改善していったら、特別支援教育への橋渡しとしても今回の情緒障害学級の設置に意義があり、そうした効果を果たすことができるのではないかとこのように考えております。

引き続きまして、第61号議案の八王子市特別支援教育移行事業計画について御説明いたします。

この移行事業計画につきましては、さきに教育長の諮問機関であります特別支援教育

の対策委員会で、7月8日から3回にわたり審議しておりまして、またその対策委員会の下にワーキンググループ、幹事会を行いまして、5回の検討を行っております。

今回、議案として提出いたしますのは、対策委員会で検討すべき事項のうち、当面、どのような形で移行していくかということにかかるとございまして、これについては平成19年度というふうに予定されていますが、まだはっきりしているわけではございませんが、特別支援教育の本格実施に向けた移行計画を御審議いただくものです。決定していただいた場合、さらにこの計画を各論で詰めていく作業を今後行っていくこととなります。そうした意味で、昨日の第3回の対策委員会で決定をして、教育長に検討結果を報告したところでございます。

1ページにその目的がございまして、これは1つには東京都のモデル事業を適用するというので、財政的支援を受けられるということがございます。

それから、19年度とされておりますけれども、段階的に特別支援教育を実施するわけではございますが、その実施の過程である平成16年度から18年度につきましては、現行の学校教育法、例えば固定学級であれば75条が適用されるという、そういう制度がまだ残っておりまして、その制度を最大限活用しながら、16年度から移行の作業に具体的に入ることによって、特別支援教育の教育上の効果や指導内容、方法のあり方、実践上の課題を検証しながら、円滑な移行を図ろうということでございます。

2として、実施期間が平成16年4月から平成19年3月を一応予定しております。

それから、次のページをご覧いただきたいと思っております。

市教育委員会の体制としますと、これまで構成メンバーは、4ページの図のところにありますけれども、学校とか市の教育委員会の職員、学識経験者、関係機関の職員等で構成する移行対策委員会、これは仮称でございまして、それを設置して、学校の事業全体を統括するということ。

それから、2つ目として全小・中学校に対して、移行事業において各学校が取り組むべき特別支援教育のガイドライン、マニュアル的なものになろうかと思っておりますけれども、そうしたものを示して、それに準じながら各学校で実施していく。

それから、3つ目に、モデル事業を適用して支援を活用していく。

それから、4つ目に、教育委員会の中に特別支援教育担当の指導主事を置いて、具体的な教育指導を、学校に対する指導を行っていく。

それから、支援プランということで、東京都ですとか盲・聾・養護学校、それから地

域・外部の専門家の支援を含めた、そうした支援プランを学校に示しまして、指導方法、当該委員会の運営等に関する指導・助言を行っていく。

それから、学校体制につきましては、16年度当初から、校務分掌の位置づけとして、校内委員会　これは文部科学省の最終報告で表現している組織の仮称かと思いますが、校内委員会ということで、特別支援教育を検討したり、いろいろな協議の機関として学校の中に設けるものでございますが、校内委員会。それから、その校内委員会と外部との連携、教育委員会との連絡役を果たしますコーディネーター、これを設置するということを平成16年度当初から取り組むということでございます。

それから、2つ目には、すべての小・中学校に特別支援教室を設置または確保するということがございます。この特別支援教室の設置ということについては、特に費用をかけるということはありません。また同時に、本当に教室がなければ、会議室ですとか、現在例えば教育相談等を実施しているような形に準じて、そうした教室を特別支援教育に使用できるような形で教室を指定するということがございます。

それから、(2)として、移行の期間の中で固定学級、通級学級をどのような姿で展開していこうかということがございます。

1つ目には、固定学級の児童・生徒は、移行期間中は制度がまだ現行制度でございますので、その学級に籍を置くこととなりますが、可能な限り通常学級での指導を受けるようにするということがございます。

それから、2つ目には、地域の小・中学校で知的障害児の入級希望があった場合、学級を開設していく。

それから、3つ目に、既に固定学級に在籍している、現在在籍している子どもでございますが、希望によって地域の小・中学校、これが開設することができた場合には、そちらの固定学級への転学をしていくということ。

それから、4つ目として新入学児童・生徒については、就学相談時から地域の小・中学校の固定学級に就学をするように勧めていきます。これは、就学相談の段階でそのような提案を保護者の方にしていくということでございます。

それから、現在の通級学級でございます。小学校に情緒が4校、言語が3校、先ほどの議案にありました、中学校に情緒1校がございますが、これにつきまして、地域の小・中学校から心障学級へ通級する児童・生徒は、順次、地域の新設心障学級　先ほどの中学校の2校のことでございます。新設の小・中学、または障害の程度に応じて、

在籍校での特別支援指導に切りかえていこうということでございます。新入学児童については、地域の小・中学校での特別支援指導を勧めていくと。

それから、心障学級の担当教諭によって、児童・生徒の在籍校に赴いて巡回指導をしていくと。

それから、現在、都立大学の教員を中心に協力していただいているのですけれども、巡回相談事業というのを展開しておりますけれども、情緒障害も含めて、なかなか保護者の理解、それから学校自体の指導法についても戸惑うことが相当指摘されております。そうした中で、こうした専門家の、特に教育心理学でございますけれども、専門家を要請によって派遣することによって保護者の理解を得たり、あるいは学校での指導方法の改善を図りながら、通級学級の指導を進めていこう。特別支援教育を一層進めていこうということ、現行の制度を拡充しながら取り組もうというものでございます。

3つ目の通常学級につきましては、いわゆる文科省の方で6%、現在の通常学級の中にいると言われている学習障害とか、高機能自閉症とか、あるいはADHD（注意欠陥多動性障害）と言われている子どもたちでございますが、その子たちについても平成16年度当初から、各小・中学校で特別支援教室での指導を開始していくと。そのためには、学校の教育の中でのそうした注意と申しますか配慮が必要ですが、同時に、外部専門家による巡回指導を取り入れながら、指導・助言を実施して、充実させていこうということでございます。

次に、3ページでございますが、難聴学級につきましては、これはまだ国においても、文科省においても、それから東京都においても具体的なこれは研究途上ということもでございます。そうした中で、移行期間中においては、在籍校における指導の実施について研究していこうということでございます。

それから、(3)として教員の資質向上について、研修を強化していこうということで、3点ほど掲げさせていただいています。

それから、4として、移行期間中の学級設置認可及び教員配置でございますが、これは当然のことながら、まだ学校教育法が改正されておりませんので、学級については、学級を例えば、前段申し上げましたように、心障学級を設置していこうというふうにしていければ学級に対しての教員配置がされるわけでございますが、そのことが2番のところでも触れております。固定学級希望の就学転学児童・生徒が複数存在する場合は、地域の学校に心障学級を新設して、専門教員を配置していくと。それから、情緒障害学級

は、先ほどの議案にございましたように、整備計画とあわせて増設していこうと。

それから、4つ目に、これらの新設心障学級の設備の教室改修は必要最小限の改修としていくということでございます。

5として、就学相談のあり方でございますが、これについては従前どおりの方法を行いますが、特に、2番目のところで、支援の必要な児童・生徒の相談について、地域の学校長がその地域のいわば窓口となって相談を行っていくと。基本的に、各学校の校内委員会及び特別支援教室で指導できるような姿勢で相談を行っていくということでございます。

最後に、6 支援策でございますが、特にこちらの方で挙げてありますものを言いますと、(5)に学校精神科校医と連携するということがございます。これは、さきの定例会のときに、実施計画の中でも御説明いたしましたが、精神医療の面での連携が必要だということで、来年度予算の問題も絡みますけれども、その連携を強化していこうと。

それから、(6)のところでございますが、盲・聾・養護学校が、今後、地域のセンターとして役割が期待されるという中で、実は、この特別支援教育の対策委員会のメンバーとして盲・聾・養の校長先生の方にもおいでいただいているわけですが、その中でもそのノウハウを生かすということ。それから、場合によっては養護学校の教員が向出して指導していくとかといったようなことの提案がございます。そうしたことを今後、具体的なプログラムをつくりながら、移行事業を進めていこうというふうに考えております。

両方の議案について、雑駁でございますが、説明は以上でございます。

名取委員長 ただいま学事課より説明がありましたが、両案について御質疑はございませんか。

小田原委員 まず、東京都がどう考えているかというのが示されていないけれども、国の調査研究協力者会議の資料はいただきましたけれども、それで、すぐ本市の対策委員会の話になっちゃっていますね。東京都が何かモデル案を示したから飛びついているように思いますけれども、東京都が何を考えているかわかっているのですか。

望月学事課長 決してモデル案を示したからということではございませんで、1つは、財政的な支援を受けられるということであれば、それは市にとっていいことでございますけれども、段階的な実施を進めていくということでは、東京都が提示しない場合でも、当然やらなければいけなかったことだと。これは、一番初めの目的のところ、図の方で示し

ておりますけれども、急激に平成19年度から実施しろといってもできないということが当然のことでございますが、そういう中で、いずれにしても、段階的に実施していくことは、実践的に考えた場合には当然必要なことだというふうに考えております。

東京都の考え方でございますが、これは国の方で今回の特別支援教育ということ、すべての学校で特別支援教育を展開していくといった背景に、全国的には心障学級の設置割合が1.8校に1校と、全国的にはそういう背景がございます。東京都につきましては、およそ5校に1校という心障学級の設置割合でございます。そうした中で、東京都は、実は特別支援教育を全校で展開するという文科省の報告を受けながら、どのようにしたら全校で特別支援教育を展開していくかという問題も同時に検討しております。そういう中で、現在は5校に1校という形でちょっと地域的に集中した状態を改善していこう、通学の状態を改善していこうという方向も同時に出不されています。

それから、同時に、これは先日、東京都の教育委員会の方に伺ってまいりましたけれども、場合によっては、例えば、現在の知的障害学級がありますが、これは学級としては廃止するということがほぼ確実にとなっておりますけれども、東京都の場合はこれをさらに全校にしていくというのは、全国レベルと比較しますと困難ではないかということも文科省と話をしているところです。そういう中では、例えば、固定学級的な機能は2校に1校程度ということも、そういったイメージを、具体像を持ちながら、東京都の方では、固定学級についていえば、そういうふうな形での検討をしているということでございます。

小田原委員　私が聞いているのはそういうことではなくて、19年度から完全実施と言っているけれども、東京都は19年度に全部の学校に特別支援教室を設置するというふうに言っているのか。今の話を聞いていると、そうじゃない。固定学級を残すと言っているでしょう。そうすると、19年度の完全というのは何なの。どこから出てきたの。そういうのがわからないのですよ。

望月学事課長　学級制度については、学校教育法第75条で言っていて、特殊学級を設置できると定めていますが、それについては改正して、学級自体は、制度としてはなくすということはほぼ確実にされております。

東京都が言っているのは、学級とは言っていないけれども、今までのように、例えば通常学級の中で、できるだけほかの生徒と一緒に授業を受けたり、教育を受けるということを目指すんですけれども、それでもやはり難しい子は、特別支援教室で1日の相

当時間を過ごす子どもたちも一定程度いるだろうと。それを、特別支援教室ですけれども、学級の制度とは別に、特別支援教室として、そういった機能は残していこうということで、東京都はそういうふうなことを言っておりますし、文科省の報告の中にも、相当時間いる子どもですとか、1週間に1回程度いる子もいるしというふうな形で、多様な形態については提示しているところがございますが、東京都の方で言っているのは、制度としての学級はなくなりますけれども、機能として、ある程度拠点的にならざるを得ないかなと。それは、学級ではなくて、学級だとするとずっと固定になってしまいますけれども、基本的には籍を通常学級に置いて、特別支援教室で教育を受ける、相当時間を受ける子どもも存在していくと。そういう形態は文科省の制度の枠の中では実施していこうということです。完全実施と言ったのは、そういう意味では、固定学級という制度を完全になくすという意味での完全実施であるというふうに思っております。

小田原委員 固定学級を19年度になくすというのは、国の方針なの。国が決めたことなの。

望月学事課長 そうです。

小田原委員 要は、急激な改革で衝突するから、それが嫌だから今からやるということだろうと思うけれども、ソフトランディングというのはそういうことだと思うけれども、これは、そうするとしなきゃいけないという、そういう話なの。19年度には。

望月学事課長 そうですね。

小田原委員 それは何で決まっているのですか。

望月学事課長 文科省の報告の中で、これまでのような固定的な学級についての廃止の...

小田原委員 いや、僕が聞いているのは、何で決まっているのかということ。

望月学事課長 そのことについては、具体的にこういうふうにしますという、この最終報告を受けた後、文科省で正式に廃止するということは、まだ言っておりません。

小田原委員 東京都でも聞いていないのですか。東京都は、ごまかそうとしているわけですよ、その話を聞いていると。

望月学事課長 どうでしょうか。

小田原委員 それに金を出さずと言われたから、飛びついちゃったと。その姿勢というのは、けしからんと思いますよ。この相手、対象になる子どもたちに対して、何を考えてやろうとしているのかというのが極めて不明確。僕は、そんなことは許せない。今のようない説明であればね。

望月学事課長 金銭的な問題については本当に微々たるもので、それがなくても全然私どもは問題ないというふうに考えているぐらいでございまして、決してそれに飛びついたということでは決してございません。

実は、東京都教育委員会が今後の心障教育をどうするかというのは、東京都の場合は、心身障害教育の改善検討委員会というふうに言っております。現在の、例えば、これは情緒障害学級の問題もそうですけれども、長い時間をかけて通級しなきゃいけない状態ですとか、それから現在、固定学級が通常学級と交流がないとか、できる授業については通常学級の中でできるだけ目指していくということについては、文科省の方で特別支援教育という方向を出さなくても、当然実施していかなきゃいけない課題だというのは私どもも受けとめています。だから、そういう意味で言うと、文科省が出した最終報告について、むしろ積極的に受けとめて、やらなければいけないからということも一方にはございますけれども、もともとそのような問題が八王子市においても存在していましたし、そうしたことを改善するということが必要だという認識の中で、移行事業をこの際取り組んでいって、これまでの心身障害教育の改善ということも含めて実施する必要があるだろうというふうに考えているところでございます。

小田原委員 そういう話というのは、目的の中のどこに見えるのですか。この目的とあるけれど、これは目的じゃなくて手段ですよ。やらなきゃいけないというのは今お話にあったけれども、やらなきゃいけないというのはどこにあるのか。それが決まっていないのにやらなきゃいけないというのはおかしな話だし、ニンジンを追っかけていくのではなくて、八王子としてはこういう現状があるから、これを解決するためにこれをやりますと。それが目的でしょう、むしろ。それならば僕はいいですよ、そういうことであるならば。ただ、今の説明は、もう時間がないけれども、全体的需要が高い、トラブルが多いたとか、3つ目に自校内通級こうだというふうにして第60号議案の方で言っているけれども、こういうのは理由になるのかと。ならないですよ、そういう意味ではね。しかも、意見にもなっちゃうけれども、通級をつくるならば、通級なんかつくらなくて、特別支援教室をつくっちゃっていいじゃないか。その金をもらえるなら、それを使うことはできるわけでしょう。

ここではっきりしていないのは、特別支援教育という言葉と、特別支援教室という言葉と、それから学級というのがごちゃごちゃになっているのですよ。何も新たに学級を開設なんかしなくたって、支援教室をつくっちゃえばいいわけじゃないですか。それで、その心障の種別によって、教室は違うのでしょうか。盲・聾・とか、LDとか、一緒の学

級になるわけじゃないのでしょうか。

望月学事課長 基本的には、情緒障害学級については……。

小田原委員 情緒障害じゃなくて、特別支援教室。

望月学事課長 一緒ですね、はい。

小田原委員 そうすると、さっきから言っている話というのは、本当にごちゃごちゃになっているけれども……。そうしたら、通級の学級は、やはり残さざるを得ないのではないですか。この理由とかいろいろ考えたら。東京都は、ごまかして学級を残そうとしているけれども、通級学級を残そうというふうに考えているというけれども、こんなのに乗っからないで、私は心障学級とかそういうのじゃなくて、特別支援教室を八王子は率先して始めますよ。19年には全校設置しますよというふうにして、都立の養護学校はどうかというのは全然触れていないけれども、都立の養護学級をつまり通級の形に使っていきますよというふうなことを打ち出していいじゃないですか。そういうふうな形で提示すべきじゃないかなと思うのですよね。

名取委員長 意見も出ていますけれども、どうぞ、学事課長。

望月学事課長 その中で1つだけ、特に情緒障害学級を2校設置するということについて、特に特別支援教育との関係で説明が不足していたかと思います。

これについては、ここで仮に特別支援教育ということで、特に情緒障害学級の設置ということにしないでやった場合ですけれども、その場合に特に教員の配置というのはございません。現在、八王子市が考えておりますのは、目的の冒頭のところに、「現在の心障学級制度を最大限に活用し」というのがございますが、ここで情緒障害学級を2校設置することで、子ども自身の通学の負担を解消するということはもちろん1つございますけれども、現行の制度ですから、その学級に対して教員が配置されるということがございます。教員が配置されて、今後の特別支援教育の中でも、例えば通級するという形が残るかどうかということもちょっとわかりませんが、教員が巡回して行って、例えば重い子どものところには在籍校の方に出向いて巡回していくということも今後の特別支援教育の中で考えなきゃいけません。そうしたことを考えてみますと、この移行を、例えば平成16年度に設置することによって、そのような取り組みを実施することによって、特別支援教育の橋渡しとしての教員の要請や、あるいはそういう経験を市として踏むことができるのではないかとということで、この学級設置を提案しているというところでございます。

水野学校教育部長 報告書の3ページ4番のところに、移行期間中の学級設置・認可というところの(1)と(2)のところに、今、課長もそのようなところをお話ししたと思いますけれども、19年度までは現行制度、いわゆる特別支援教育制度というものはまだ法改正しておりませんので、19年度からできるように国が法改正をするということですが、その間は、現行制度しかないわけですよね。そうすると、現行制度を、東京都の制度を利用して、それでもって19年度から特別支援教育にスムーズにソフトランディングするように、現行制度をうまく利用しようよと。東京都もそういうことで提案して、八王子市と国分寺市とでひとつモデルケースとしてやってくれないかというような打診もありましたので、私の方も、微々たる予算で飛びついたわけではございませんけれども、多くの学校を抱えて、107校すべてに特別支援教室をつくるに当たっては、私はいわゆるハードという、教室をつくることよりも、先生たちの意識改革だというふうに私は思っているのですよ。すべての先生が今まで、いわゆる心障学級の先生だけがかかわっていたものが、校長、教頭を初めすべてのクラスにそういう子どもたちがいるわけですから、それでもって通常の授業をその中で、ノーマライゼーションの中で、いろいろな体に障害を持った方々がいると。社会に出ても同じじゃないかということを経験してもらおうと。けれども、その40人いる教室の中では、いろいろと授業に支障が 大人にとってですよ、支障があるというときには特別支援教室に行って、少数人数で手とり足とりというような授業もあると。これを目指しているわけですね。それをやるためには、19年度からスタートということにはいかないだろうと。ならば、東京都の微々たる予算もつけてもらえるし、それから現行の規定の中で認可もしてくれるし、先生の配置もしてくれるということで、言ってみれば、東京都の制度を利用しながら、小田原委員が言うように、これは子どもたちにとって一番いいということで、私の方はこういった計画を立てさせていただいたところでございます。

小田原委員 時間を取らせて大変申しわけないのですが、そうすると、特別支援教室の移行でこの斜めのスロープを上っていくときには、通級学級をもって支援教室と見るんですか。この裏にある移行事業実施体制というのは、もう特別支援教室と言っているのですよね。現行制度だけでも、移行事業として特別支援教室を設置しますよというのがこの東京都の考えじゃないかと思うけれども、そういうふうにしてあるのならば、何も通級学級をあえて増設することはないのじゃないかというのが私の考えです。

上野学事課主査 委員がおっしゃられますように、この期間につきましては2つの制度を

1つは、法律に定められた特殊教育の制度です。もう1つは、試行の段階ですが、今制度はないのですけれども、特別支援教育の制度を準用して考えております。先ほどから出ています情緒障害の学級も、今現在もう既に稼働していますいろいろな学級も、これは特殊教育の制度としてやっております。そこでは、いわゆる障害のあるお子さんにつきまして、専門に対応する教員が毎日のように対応しております。実は、それ以外の、そういうところでない通常の学級の先生たちは、専門の障害のあるお子さんについての専門の指導というのは、実は領域外なのです。そこがこの期間中は、2つを両方ともに障害のあるお子さんについて取り扱いを始めていくというのが、3年間の移行事業計画の中心になってきます。現行の特殊教育の教員たちは、特殊なそういったいわゆる技術、スキルとかそういうふうに言われているような技術の問題、知識の問題ですね。そういったものを既に持っています。これからつくる学級の教員たちも、そういうものを研究会等を含めて取得していくこととなります。そういう人たちが周りの学校に巡回しながらとか、固定の学級に、また普通の、通常の学級の先生が聞きながら、全部の学校にそういったものができるものを4月から発足させたいというのが今回の移行事業計画の中心になっております。

以上です。

小田原委員 質問に答えていないけれどもね、今の話というのは何。特別支援教室には専門の先生は来ないというふうに考えていいのですか。

望月学事課長 要するに、法改正前においては、特別支援教室というものは多分、多分と言いますか、位置づけられずに、情緒障害学級を置けば情緒障害学級の教室という形になるのは当然のことですけれども、呼び名とすると、現行制度ではそうなります。しかし、移行計画としてそれを位置づける場合は、特別支援教室として同時にその学校の特別支援教室としても使うし、それから他の学校の特別支援教育の拠点校にもなっていくという二重の役割を持ったものだというふうに思っております。

小田原委員 要するに、踏みかえということにしようという……。だから、東京都の姿勢が示されていないからわかりにくい。特別支援教室は、法律がないからこういう名前で呼べないというけれども、移行期間の中で置くのでしょうか。東京都は、特別支援教室に専門家を派遣するのでしょうか、配置するのでしょうか。そうしなかったら、こんなの意味ないですよ。そんなのに乗ることないですよ。要するに、通級学級を増やせばいいだけの話であって、教員をもらえろという話でいけば。

水野学校教育部長 3ページは、先ほどの4番(2)のところで、このところは検討会の

中では、すべての学校にというか、そういった子どもたちが1人存在する場合でも、心障学級を新設しようということがたたき台だったわけですね。東京都の方で調整した結果、すべての学校に特別支援教育が始まる前に、この移行の期間に置くということは、ちょっと過ぎるよと。ですから、複数というようなことで、私の方は本来、近くの子どもたちが近くの小学校に行って、そこにたった1人であっても、これがいわゆる平成19年度から特別支援教育になるわけですから、それを暫定的に3年間の中でやるとすれば、現行制度を利用して心障学級となるわけですが、地方へ行くと今でも、たった1人でも心障学級というのはどこにでもありますよね。それを東京版でやって、そのまま特別支援教育に移行すればいいなと。いいけれども、東京都としては、すべての学校にたった1人でも……、という学校はちょっと我慢してくれよと。多少複数に置きながら、徐々に19年度に移行してくれないかということで、ここに書いてあるとおり、そういった学校は、学級ができればこの3年、ここに書いてあるとおり、専門的な教員は配置するというふうに東京都の方でお墨つきをいただいているところでございます。

小田原委員 東京都のずるいやり方に、どうも乗っかっちゃっているのですよ。地方が1. 何校に1校、東京は5校に1校だと。それは当たり前の話ですよ。村に1校しか中学校とか小学校がないのだから、1校に1校にあるに決まっているのですよ。今のお話で、1人いたって心障学級はありますよ。そういうのと東京都を比較したら、数の上では数が少ないという言い方になるに決まっているので、だからこういうふうにやりなさいとか何とかというふうに言っているが、1人でも1教室つくりますよなんていうのはやめてちょうだいみたいな、東京都はずるいですよ。その先例を八王子と国分寺が担うというのは……。だから、もっと八王子としては、こういう精神で、だから率先してやりますよと、そういうふうに打ち出す。やるならば、目的もきちんと、こんな姑息なことを目的にするのではなくて。ぜひ。

だから、八王子には都立の心障学級が幾つかあるわけですから、そういうのを積極的に使っていくという形にしてほしいのですよ。使うと言っただけとはいけないけれども、活用する形にして、何も新しく何とかというふうに考えるのではなくて、そっちの方を進めていきますよと。

水野部長の話も、意識改革という話があったけれども、意識改革なんていうとまたいろいろ物議を醸すから、先ほどお話ししたように、みんなで支えていく社会をこれからつくられなきゃいけないというところを前面に出して、理解を求めていくということじ

やないのかなと思います。

名取委員長 大変貴重な御意見をありがとうございました。

他にはございませんか。

齋藤委員 1つお願いが……、よろしいですか。

今、小田原委員のお話を聞いていて、本当にいろいろと勉強になって、これは大変な問題だなと思います。

実は、私も身内のすぐ近いところに重度の障害者を抱えていまして、障害者を持つ親御さんとのつながりも多いのですが、その親御さんたちの気持ちというのは非常に複雑なものがありますよね。2ページの最初のところに、今後、八王子市としては、特別支援教育移行対策委員会というのをつくっていくわけですよ。今、小田原委員がおっしゃったようないろいろな問題も、この委員会の中でいろいろと論議していくということですよ。

一番後ろを見ますと、その委員会の組織図みたいなものの案が出ていますが、学識経験者の方だとか、関係機関の職員等とか書いてあるのですが、ぜひこういう委員会を設置するのであるならば、保護者の代表の方もこの中に入れていただいた方がいいような気がします。やはり、その保護者の方でなければわからない気持ちというのは必ずあると思いますね。ですから、これを設置するときにはぜひその保護者の方の声、できるならば本人たちの声も反映される、いい委員会ができることを望みますけれども、よろしく願いいたします。

名取委員長 ただいま齋藤委員からこのような意見が出ましたけれども、今、出た意見を参考にして、さらにいいものをつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

望月学事課長 小田原委員のお話を伺いまして、目的とかについて、特に八王子の現状分析をもう少し踏まえて、ノーマライゼーションという精神をさらに進める必要がもともとあったわけでございますが、そこら辺について、さらに文書の方を精査しまして、再提出させていただきたいと思います。

名取委員長 そういうことで、本案については終わりにしたいと思います。

時間がもう1時間40分ちょっとたっているので、トイレ休憩をとりたいのですけれども、よろしいでしょうかね。それでは、20分まで休憩とします。

【午後 3 時 0 4 分休憩】

【午後 3 時 2 0 分再開】

名取委員長 では、引き続き始めさせていただきたいと思いますが、暑い方もおられるかと思しますので、窓をちょっとあけましたけれども、どうぞ上着をとって楽な姿勢で、服装で臨んでいただきたいと思います。

名取委員長 それでは、次に、本日の議事日程、協議事項 平成 1 6 年度教育予算要求についてを議題に供します。

本件について、両部から説明をお願いします。

坂本教育総務課長 それでは、平成 1 6 年度予算、これは本日が財務当局への提出の締め切りとなっております。概要をまとめましたので、概要の報告をさせていただきたいと思っています。

1 6 年度予算につきまして、学校教育部に関しましては、現在、教育改革アクションプラン検討委員会ですさまざまな検討を行っておりますが、その検討項目の中で、1 6 年度予算に、あるいは 1 6 年度の教育課程に早急に取り組んで反映すべきものというのを中間の報告という形でいただいております。この報告を受けて、事務局としてそれを反映すべきものというものを予算の中にも盛り込んでおります。そんなことがございますので、冒頭まず、アクションプランの中間報告の内容について御説明させていただきまして、それに続きまして、予算の概要の説明と。それを両部の分について説明をさせていただきたいと思っています。

では、まずアクションプラン検討委員会からの中間報告書ということでお手元にお配りしてございますが、これに基づきまして、後藤主幹の方から御説明いたします。

後藤学校教育部主幹 それでは、私、後藤の方から、アクションプラン検討委員会の資料に基づいて、内容について御説明をさせていただきます。

時間の関係等もありまして、一部省くところございますが、お許しをちょうだいいたしたいとおもいます。御質問等いただければと思います。

まず、開いていただきまして、「中間報告にあたり」というページがございますが、これについては、今、坂本課長の方からお話をさせていただきましたので、この部分に

については省略をさせていただきます。

裏面にまいりまして、今回の改革のねらい、問題解決のための基本方針、さらには検討項目というようなものを左側からグループ別に整理をしていきまして、網かけの部分でございますが、アクションプランと、こういうことについてみんなで検討をしていこうではないかというような趣旨を進めているところでございます。

次の横長のページでございますが、これが第1分科会、裏面が第2分科会、それぞれがそれぞれの検討項目ということを挙げているところでございまして、一番右端にA、B、Cとふってございます。これは、今、総務課長が申し上げたように、Aという項目が今回予算、あるいは来年度の指導計画、学校の指導計画等に直接関係する部分。あるいは、B、Cについては、それぞれ表面に書いてありますような内容で、直接予算に関係ないもの、あるいは長期的に取り組むべき課題。そういったような分類としてB、Cということにしております。

そういった中で、A区分の課題につきまして、今回、中間報告としてまとめに近い状況になっております。ただし、10月2日の全体の検討会で、まだまだ検討の余地があるというようなことでございまして、そういった部分について一つ御了解いただければ大変ありがたいと思います。

それでは、1/12と書いてございますところから説明をさせていただきます。

まず、1つ目、少人数による習熟度別授業の拡大、こういった検討について、現在、東京都から、小学校で51人、中学校で41人加配をいただいておりますけれども、まだまだ学校数に満たない、あるいは不十分だというような中で、今後とも八王子市の独自の施策としてこういったものを進めていくべきではないかと。市の独自で非常勤講師を雇用するような検討が進んでおります。これについては、16年度予算との関係もございまして、実は40人学級のいわゆる枠組みとの関係の中で、このことについては現状まだ事務局としては予算化というところに至らず、まだ検討段階というふうになっておるところでございます。

続きまして、学力定着度調査。これについては、先般、ゆめおりプラン（実行編）の資料の説明の中でもお話をさせていただいたところでございます。来年度は、小・中ともに延べで複数の学年、おおむね3つの学年を予定しておりますけれども、これについて実施していく予定でございまして、予算化も済んだところでございます。これについて、内容的に公表も行っていくけれども、序列化の、そういったものを招かないよう配

慮するという検討がなされております。

ページをあけていただきまして、2ページでございます。パソコンを活用した授業の拡大。これについては、現状ではパソコン室のパソコンの機器がやや古い、そういった現状や、先生方がなかなかこれを駆使できない 小学校で50%、中学校で36%と、活用できる先生方の割合がこういったパーセンテージで、まだまだ低いかなというところではございますけれども、そういった中で、一律の台数配備を目指した整備計画でなく、まさに学校の特色を生かした、そういった指導をしていく学校を優先的にいこうじゃないかというところではございますが、来年度の予算との関係では、一番旧式の、ウィンドウズ95が置かれている学校がまだあります。これの置きかえなどが中心になっておるところでございます。

さらに、2学期制の実施。これは、予算には関与ございませんが、現在、七国中で2学期制を実施しております。そういった検証を踏まえながら、成果を検証していきながら、来年度以降、これについて、導入について各学校の方と協議を進めていきたいというところでございます。

さらには、3ページ目、小・中学校における連携の強化。現在、みなみ野小・中学校、七国小・中学校において実施を、こういった連携を進めておるところでございますが、今後も習熟度に応じた教材や指導方法などの共同開発といったこと、あるいは授業研究、さらには総合的な学習の時間、はたまた部活動、こういった分野でともに学習し、活動する機会をふやしていくべきではないかという検討をいただいております。これについては、直接予算との関連はございません。

次に、授業時間数の確保でございます。これも、予算とは直接かわりのないところでございます。現状では、なかなか授業時数の確保が難しく、従来の学校行事などの実施もなかなか難しい状況でございます。その中で、現状の2項目めでございますが、やや特殊な言い回しといいましょうか、やや特徴的な表現が出ておりますけれども、これは討議の中で委員さん方から出てきた発言でございまして、授業時間がカットというような言い方をしております。つまりは「火曜日、木曜日の6時間目は授業を行う必要がありません。ついては、カットします」というような通知が学校から出されたというようなことの発言でございます。もし、仮にそういうカットということがあるとすると、実際にそれで最終的に授業時数が、何らかの形で授業がつぶれたときに不足するではないかというような御意見が出されたということでここに載っておりますが、ただ、それ

が現実には小学校2年生だとすると、6時間目の授業、年間時数からして組む必要があったかどうかというところの検証までは至っていないということでございます。

そういった中で、時間数の確保という意味では、方向性としましては、まず長期休業中に先生方の研修については集中してやっていただこうじゃないかと。あるいは、学校の管理運営に関する規則を改正して、例えば、夏休みの長期休業のとり方、さらには土曜日に授業が行えるようにすること。あるいは、開校記念日、都民の日を学校の休校日といいますか休業日ではなく、授業を行える日にすること。そういったような改正案として、意見として出されております。これについては、予算との関連ではなく、学校の授業計画の関係でございます。

続いて、4ページ目、指導力不足教員の代替教員の確保。これについては、現状、東京都ではステップアップ研修ということを指導力不足教員のために企画されておりました、目黒の都研でしょうか、この研修が行われているわけですがけれども、相対的に人数枠も非常に少ないということで、八王子でも指導力不足と認定されるべき教員も相当数おる中で、なかなかそちらの研修への派遣に至らない実情があります。かといって、現実に子どもたちの前でそういった教員に授業を行わせることはなかなか妥当ではないという中で、これにかわって非常勤講師の雇用をし、こちらの費用を予算化ということで、16年度の中に今回要求として私どもとしても組みさせていただいたところでございます。

次に、日本や郷土の伝統文化に関する教育の充実。これは、これまでも「わたしたちのまち八王子」、あるいは「伸びゆく八王子」、こういった副教材などを作成したりしながら授業において活用もしておるところでございます。ただ、まだまだなかなか八王子というまちについて、地域が広いということなどもありまして、地域の全体の社会資源、あるいは人材の活用に至っていないということもあろうかということで、そういった部分は十分活用し、あるいはそういった方々に参加いただき、あるいは子どもたちもいろいろな形で体験する機会を増やすべきではないかという議論が進められております。あるいは、日本古来のいろいろな、例えば武道、茶道など、そういったものを体験することによって、いわゆるそういった作法、マナーなどを身につけてもらうような体験学習というようなものも考えていくべきではないかということが提案として出されております。

続いて、5ページ、小・中学校における相談・支援体制の充実。これは、現状では中学校にのみスクールカウンセラーとメンタルサポーターが配置されております。ただ、

やはり小学校にもメンタルサポーターを置いてほしいという強い要望がございまして、これについて来年度は、方向性としたしまして、小学校部分にもメンタルサポーターを配置すべく、予算化を取り組んでおります。予算が関連する項目でございます。

さらに、総合教育相談室、こちらの十分な活用が望まれるということで、こちらの相談室の充実なども方向性として出されております。

続いて、6ページでございます、不登校対策に係る相談業務と適応指導教室・相談学級の体系化の検討。これについては、現状、子どもでも高尾山学園の開校を目前に控えておりまして、不登校対策などについても種々検討しておるところでございますが、さらに適応指導教室との連携、あるいはその設置場所との関係、そういったものがまた違った意味で課題になってきておるところでもございます。そういう意味で、それぞれのあり方をなおもう一度見直しをしながら、役割の整理・分担を整備していく必要があるということを提言としていただいております。

さらに、不登校相談の専門窓口、これの設置などについても御意見をちょうだいしているところでございます。これについては、予算との関連はございません。

次に、校長の裁量権の拡大（予算執行権の委譲の拡大）ということについてでございますが、これについては、現状でも今年度から学校が課という位置づけにはなっております。そういったところで、一步一步改革が進んでいるところでございますが、さらに来年は積極的に学校長への権限委譲を認めていこうじゃないか、進めていこうではないかということで、16年度予算との関連では、光熱水費を学校配当とし、おおむね11億にもなる額を学校配当とし、その後も学校の節約等の努力に対して関与していこうじゃないか、関連づけもしていこうじゃないかということを検討しております。

続いて、7ページ、コスト意識の改革という項目のうち、各種保護者負担の軽減。これについては、学校では、例えば給食費以外にも教材費、あるいはいろいろな学年会計、そういった私費会計金がございまして、これのお金の金額について、学校間に格差があるという現状があるのではないかとといった議論から、現実にいろいろな契約事務の透明性を、校内にいろいろな委員会等を設けて、そういった透明性を確保していく必要がある。あるいは、教育委員会全体がスケールメリットを生かしながら一括契約、例えば制服、あるいは体操着、体育館履き、そういったものについては一括契約等をしていきながら、少なくとも保護者の負担軽減、あるいは契約のより適正な執行、そういった

たものについて考えていくべきではないかというような提言をいただいております。

今の各種保護者負担の軽減とこちらともども、こちらについては予算の関連はございません。

移動教室については、全体的に一括的な扱いで作業をこの間も導入、そういった部分は導入いたしまして、進めておるところですけれども、一部の学校ではやはり単独で学校契約、いわゆる旅行者などと学校契約を実施している学校もあって、そういった場合に、保護者の負担経費にやや格差が生じているというような現実があるということについて検討したところでございます。基本的には、例えば姫木平、あるいは市内の各施設、市の所有する施設を基本的に利用を進めるとともに、目的と費用とのバランスなどをとりながら、一括契約なども今後は考えていく必要があるのではないかというふうな提言でございます。

8 ページ目に移ります。コスト意識の改革の中で、連合会行事の見直しでございます。これは、16年度予算と若干なりとも関わりがございまして、例えば音楽鑑賞教室とか、小・中学校でそれぞれが行っている行事などもございます。同じことを、例えば小学校6年生と中学校1年生でやっているというようなこと。そういったところがいかなものかという意見。あるいは、それぞれ小教研、中教研が別々に企画していると。そういうようなことから、一緒に契約なりを考えていけば、あるいは参加校が少ない事業については統一する、あるいは実際には廃止というようなことも含めて、教育的効果とともに一括契約の検討を進めていきながら、なお一層の充実を図るというようなことでは、意見として出されたところでございます。そういった意味で、こちらの部分では、我々が連合会、それぞれのこういった機関に対する補助金的なところの部分について、やや予算の上では見直しということを検討しているところでございますが、さして大きな金額には至っていないというふうには考えているところです。

続いて、指導主事の増員及び職務の明確化でございます。行財政改革の項目でございます。これについても、先般のゆめおりプラン（実行編）でも説明させていただきました。現状6人配置でございまして、これについて人数的なところで、一人当たりでおおむね800万円ぐらいの金額を計上しながら、指導主事の増員を求めていくというところでございます。

9 ページ目、学校管理員制度の見直しでございます。これについてはやや、現状の学校管理員という制度が、以前の学校警備員との関連等もありまして、比較的高齢の職員

が多く、高いコストを市が支払っているという現実がございまして、これの見直しが必要ではないかという議論がございました。そういった意味では、この予算との関連の中では、高齢の職員が多くございますので毎年退職者が出ますが、退職者の後任には嘱託職員なりを措置しているところでございまして、この部分が予算上反映されるところでございます。

さらに、方向性の下から2行目でございますが、開閉員にかかる経費。これが今議論になったところでございまして、これについて、基本は学校配当としながら、例えば学校の先生方が閉業務、学校を閉める、これを委託としない場合は、学校が閉める場合には、その予算については学校がほかに活用できるようなことを手だてとして考えたいのではないかということで、これについても検討課題として挙げられておるところでございます。

なお、この学校管理員については、将来的にも配置がえを促進していきながら、専任の職員ではなく、嘱託員、あるいは臨時職員、アルバイトというような形に切りかえていくことも課題ということになっております。

続いて、栄養士の配置見直し及び給食事業の合理化。これも予算関連でございまして、栄養士については、今1名配置になっております。これは、最終的には2校1名体制の方に向けて、基本的には退職者については補充しない方がいいだろうという方向性でございまして。さらに、調理員につきましては、今回予算との中では、来年度については退職者分を、定年退職者分を臨時職員併用という形で暫定的に予算として組ませていただいておりますが、これについては16年度に向けて体制の見直しが市の経営会議の課題となっております。これを民間委託となった場合には急遽そちらに予算として組みかえるということでございます。

10ページでございます。少し長くなって申しわけありません。行財政改革部門の学校職員のうち用務員についてでございます。これについては、現状、各校に1名配置となっております。基本的に退職不補充としながら、一部業務の委託、あるいは用務センター化など、そういったいろいろな方策を講じて、退職不補充を図っていきたいという方向性でございまして、ただ、先ほどの管理員等の関係あるものを含めまして、現状で用務員の予算関連でございまして、他の職種からの配置がえが現状見込まれる職種であるため、これについては現代的には予算措置等については特段の措置はしてございません。欠員が生じた場合には、定数として埋まる可能性が高いというところでございます。

続いて、開かれた学校づくりとしまして、学校の危機管理の徹底、具体的には学校安全ボランティア制度の拡充ということでございます。これについては、御承知のところの、いわゆる学校安全ボランティアという制度で、地域の方々にこういった登録をしていただいて、いわゆる学校周辺パトロールをしていただくような制度を設けてございます。来年度の予算との関係の中では、今回、人数的にはやや増えるという見通しの中で、その分についての変量部分を予算計上しております。金額的には大きな金額ではございません。

また、開かれた学校づくりの中で、学校行事の休日開催化。これについては、現状で平日にいろいろな学校行事を行っている学校が多くございます。当然、入学式、卒業式、これも平日に行ったりしておるところでございます。これをなるべく地域の方々に開放するため、あるいは保護者が出席、同席しやすいということ。そういったことを目指して、土・日曜日に開催する必要があるのではないかと。

ただ、また一方で、体育的行事、これが例えば日曜日に雨になりますと、翌々日の火曜日に現状行われているところでございます。これについては、親御さんたちが出席できない、参加できないということで、そういった声も多くございます。来年度以降、学校としてはなるべく体育的行事については土曜日に開催し、雨の場合には翌日の日曜日に開催を進められるように、配慮を求めているところでございます。これについても予算関連ございません。

続いて、ボランティアへの謝礼についての検討でございます。これについては、分科会でも相当の議論があったところでございますが、基本的に謝金自体の妥当性について検討したところでございます。1つには、例えばこれまでいろいろ形で謝金を払っているものもあるわけですが、同じ活動内容でPTAの役員の方は無償でボランティア、ただし、そうでない方々は同じようなことをしながら謝金は出ているというような、特に、特色ある活動などではそういうような制度もあったりもしているということ。そういった意味で、いろいろな声が出ておる中で、少なくとも人材の確保ということにおいて、基本的に無償の線で活用を図っていくべきではないかということが提言として出されたところでございます。

実は、この関係で、現状の中で、資料としましてボランティア謝礼についての検討資料というものが、横長の4枚ものの資料をつけさせていただいております。実は、この中で、2枚目でございますが、部活動外部指導の謝金の資料でございます。一番上が八

王子市になっておりますが、支払額、1回3,000円となっております。これについて議論がありました。そういう中で、これは予算的には大きな変更はございません。予算関連では基本的にはなかったところでございますが、単価の見直しがなされるべきという議論がありまして、単価については1,500円ではないか、1,000円でいいのではないか、あるいは2,000円が、というような議論がございました。これについては、おおむね今年度の同額の中で今後学校とのいろいろな連絡調整の上で単価的なところとしては今後とも調整が必要だとは考えているところでございますが、代表的なところとしては1,000円、あるいは1,500円の単価にして、その分、結果としての指導の回数を増やすような措置を講じていきたい、講ずる必要があるというところが方向性でございます。

最終ページ、12ページでございます。特色ある学校づくり。これも来年度の予算との関係がございますけれども、これについては、現在、全小・中学校で特色ある学校づくりを進めております。ただし、そういった中で、やや節単位の経常経費の運用が非常にかた苦しいというような声も届いているところがございます。そういう意味では、節の中での運用そのものは学校単位で図っていただいて何ら問題のないところでありましたが、そういう部分で一部誤解等もあったのかなという中で、予算面でのより弾力的な運用、その辺のところを16年度予算の中では考えているところでございますが、より意欲のある学校への重点配分などもなされるべきということが提言として出されております。

少し早口になりましたが、アクションプランに関係したところの話としては以上でございます。ありがとうございました。

坂本教育総務課長　　続きまして、一部これを受けたものも取り組んでおります16年度の予算要求の概要を説明させていただきます。

お手元の資料の予算要求総括表(様式1)の学校教育部の分、まずこちらの方をご覧ください。

これは、財務担当の方に提出する資料そのままを使っております。内容的にはちょっとわかりにくいところがあるかと思えます。

様式1という表であらわしておりますのが、まず要求区分ごとの要求額、それから実施計画上の額。それから、もう一つ、本当は指示額というのがありまして、この範囲内で見積みれよというのがありますが、きょうはちょっとそちらの方がまだ入力されて

いない段階でのものがございます。政策経費、それから経常経費のBというのが、これが1件で金額が示されてきたもの。それから、Cというのが枠で部に対して示されてきたもの。合わせまして、実施計画ですと、合計欄でございます、合計欄の実施計画額116億6,000万というところに対しまして、予算要求は119億5,000万に現在なっております。一応、一般財源ベースで68億円ということですが、基本的にはこれは指示額を超えない形の中で整理をしております。まだ調整項目は残っておりますが、整理をしていくということになっております。

この予算要求額、119億円といえますのは、15年度の予算に比べまして、下の方に表がございます。下から1つ上の表ですが、当初予算89億円に対しますと30億円のプラスということになります。これは、人件費、職員給の要素を除いております。職員給は別途人員計画に基づいて、総務部の職員課がここを計上するということがございます、それは除かれた数字です。そのベースで、30億ほどの増ということで、多くは第七小学校の改築の工事が進んでいることとか、既に建設をして、東京都や公団の立替施行、いわば資金立替で行っているものの買い取りが、どんどん子どもが入ってきて、それが出ているというふうなところが大きいところです。総合的にはそんなところです。

では、個別事業について、説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、1番目が教育委員会の運営（学校事務職員の配置見直し）という項目です。これにつきましては、市の行財政改革大綱の中で、15年度から17年度の3カ年で嘱託員化するという計画になっておりましたが、15年度につきましては、具体的には取り組めておりません。それを16、17年度の2カ年で実施をしていくということで、16年度については54校を嘱託員化していくという内容となっております。

それから、次のページですが、市費による指導主事の配置。先ほど、アクションプランの方でも出ておりましたが、現在の6人の都費による指導主事に、市費負担により3名を増員して、トータル9名体制にしていこうということで、学校へのきめ細かな指導を実施して、学校運営の充実を図っていこうということを目的としております。

次の光熱水費及び通信費（学校配当分）、先ほどのアクションプラン関連でございますが、校長の裁量権拡大に向けまして、光熱水費予算についても16年度から学校配当していこうというものでございまして、自主性・独自性の確保、それから予算執行に対

するコスト意識を高めていこうということ。そしてまた、16年度で節約した分については、17年度以降、同じように節約できるのであれば、その予算を他の費目の方へ、他の学校の必要な予算の方に繰り入れができるような形をとっていこうというものでございます。

それから、次のページ小学校施設取得事業、金額的には 済みません。表の見方を余り詳しく説明してございませんでした。申しわけございません。

冒頭、事業名がございませぬ。それから、その次に基本計画上の編・章・節が書いてございます。その右側に予算科目、款・項・目が書いてございます。それから、事業費の欄は14年度決算、15年度予算、それから16年度の実施計画上の数字、そして予算というのが要求をしている数字になります。それから、計画との比較、その下は対前年、15年度予算との比較という欄になっておりまして、その下にまた枠があるのですが、ここはまだちょっと入力済みでない事業がたくさんございませぬけれども、直接的な事業費のほかに従事する職員ですとか、配置する嘱託員、臨時職員等、人件費要素を全部合わせたらその事業に幾らかけることになるのかというところがわかるようにつくられておりますが、ちょっと今段階で職員数等の入力はまだされていないものも多くございませぬので、今段階ではちょっとこの欄は無視していただきたいと思ひます。

小学校の施設取得に関しましては、これは既に資金立替で東京都ですとか都市基盤整備公団、こちらが立替えた分のそのお金を、いわば延べ払い、分割払いをしていくものでございませぬけれども、今年度、金額的に29億ということで、前年に比べますと19億円の増となっております。これは、七国小ですとか長池小、こちらが子どもが入ってきますと補助資格が出まして、国の補助、あるいは補助裏を、借金をするというところで、償還をしていく。立替分を返していくというところが来年度重なることによって増加しているものです。

この小学校の施設取得のほか、小学校の用地の償還払いで1億3,000万ほど、中学校の施設の取得で9億8,000万ほど、用地取得で1億8,000万ほどございませぬが、こちらについては表の方は省略をさせていただいております。

それから、次のページですけれども、寺田・稲荷山小学校の統廃合関係で、16年度必要な予算を計上してありまして、中央に「事業予定」と太いゴシックであります、16年度については校舎の増築設計をしていこうと。それから、パソコン室、図書室等の改修工事をしていく。あるいは、パソコン等の移設、物品の整備等について行ってま

いります。それで、17年度で校舎の増築をしようというふうな計画としております。

それから、次の松が谷・三本松小の統廃合でございますけれども、こちらにつきましては、16年度事業の欄、中段にございますが、統合に伴いまして、トイレ等の改修工事、あるいは音声調節卓の移設等の経費を計上しているところでございます。

表の下の方にございますけれども、また別途事業になりますが、16年度で耐震補強の設計をいたしまして、17年度、耐震補強工事をしていこうというふうに計画しております。

次が、第七小学校の改築です。16年度の予算額が16億円ほどになります。これにつきましては、15年度から工事を進めておりますが、16年度、本体の方は完成をしていくということで、引き続き工事を行います。17年度については、旧校舎の解体ですとか、あるいは校庭の整備等を経て事業が完了するという運びとなります。

次のページですが、こちらの方は小学校の地震防災対策（耐震補強）でございます。

16年度の内容につきましては、下の方にございますが、耐震診断について3校、実施設計を4校、補強工事を4校取り組んでいくという内容です。

齊藤委員 済みません。ちょっと途中でよろしいですか。まずいですか。

名取委員長 議事進行の上でですか。

齊藤委員 はい。

ひとつちょっとお伺いしたいのですが、これを延々と、これまだ半分終わっていませんけれども、きょう配られたわけですね、この資料、正直申し上げまして。きょうが締め切りだから、つまり予算のものとして今これをずっと読み上げた中で委員会として承諾しろというふうに最終的にされるとなると、私はとても承諾できないのですが。今これを読んで追っかけていくのがやっとなで、内容について全く私検討できていません、はっきり申し上げまして。だから、これを今、坂本課長、ずっと最後まで読み上げて、それではそれでよろしいですねと言われても、もう1回最初から説明してくださいと私、言わざるを得ないのですが。今、進行しようとしていることが、私は意味がわからない。今、読んでいて、全くちんぷんかんぷんです、私。きょう配られた資料で、検討の余地なしです、私。頭がそこまで回りませんから。もし、これで承諾しろというのであるならば、時間をいただくしかない。じっくりこれに関しては一つ一つ検討させていただかなければ、これが是非かというのに、私は、とてもじゃないですけども、今のこの読み上げだけで判断はできませんが。これがずっと続くのでしょうか、最後まで。

名取委員長　　どうい御予定なのか、私も心配しながら聞いていましたけれども、これを全部説明していただいて、その後、協議ですから、いろいろ質問等を受けるわけですね。

坂本教育総務課長　　そうですね。

齊藤委員　　完全に夜中までかかりますよ、これ全部やっていたら。

坂本教育総務課長　　確かに、予算要求の概要について御協議をしているという状況でございます。一つ、前提としまして、予算の見積りの仕事というのが、市長の事務を教育委員会、教育長以下の職員が補助執行しているという点はございますけれども、そういう意味では、教育委員会が決定をするという範囲の外のことではございますけれども、具体的に来年度の教育に関する仕事の方向性を決めることとなりますので、提出に先立って、その内容を御説明させていただいて、御意見を聞いて、例えばそれはちょっと方向が違うのではないかというふうなことであれば、実際のところはきょう締め切りがまいりますけれども、修正をかけると。予算のこれからヒアリングがあったり、編成過程が進んでまいりますから、その過程で修正をかけていくことは可能というふうに思っております。

そういった点で、御説明をして、こういう内容を市長の方に予算見積りを出しますけれども、御意見はどうでしょうかというところをお聞きするというを前提としております。そういった点で、確かにボリュームも多いものでございますけれども……。

齊藤委員　　ちょっと不安なのですがけれども……。

地方教育行政法の中でも、市長は教育委員会の意見を聞かなければ予算を執行できないと書いてあるわけですね。つまり、今こうやって読まれていることが、承認したということになってくるとなると、ちょっと私は困ります。だから、これずっと今読まれた中で、教育委員会であるこの場で、予算については承諾した　承諾しないと予算執行できないというふうになっているわけですから、どこかで承諾しなきゃならないでしょうけれども、ずっと今のような状況で読まれた中でよろしいですねと言われても、私は返答ができません。やり方を少し考えていただかないと。

水野学校教育部長　　お話の点は重々わかるわけですがけれども、市長が最終的に査定をして、最終予算を組んだ段階で議会に出すわけですがけれども、その時点で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいた、たしか第29条ですがけれども、当教育委員会に意見聴取というものが法律的な手続でございます。そのときが予算についての、本来正式に教育委員会が市長に対して法律的に意見を言えるチャンスでございます。

今、課長が言ったように、予算の見積りというのは、教育委員会の権限の外に置かれ

ておりまして、法律的には、いわゆる教育長以下、教育委員会事務局の職員に市長の仕事を手伝えと。教育委員会部局の予算の見積りについては本来市長の仕事だけれども、同じ屋根の下にいるわけですから、いわゆる事務局長以下の職員が見積りについて手伝って出してこいと。法律的にはそういう位置づけになりますので、我々が教育長の指示のもとに、今までのいろいろな教育委員の意見を聞きながら、今までの定例会だとか臨時会での意見を聞きながら、またいろいろな市民からの要望もあるわけですから、そういったものを加味しながら、いわゆる予算の見積書をつくって、市長の方に提出をします。

その際に、我々も教育委員会の事務局の職員でもありますから、市長の幾ら仕事を手伝っているといっても、教育委員会の傘の中にいるわけですから、こういう機会をとらえて、来年の予算の体系はこうだよと。金額が多いか少ないかとかいうことを聞いているのではございませんで、こういった考え方、方針に基づいて、今、見積書を事務局長である教育長以下がやっていることについて一応説明をして、意見があれば、とりあえず、ここで提出という期限がありますが、課長が言ったように、ことしは選挙の関係で前倒しをして、12月に市長が査定するわけですが、その査定に向かって精度を上げていこうと。きょう初めて意見を聞きながら、考え方を変更したりしていこうということでございます。ぜひ御理解賜りたいと思います。

齊藤委員　それでは、今の話を聞きながら、きょう意見を言うわけですね。

水野学校教育部長　きょう、意見が言えるものは言っていたらいいし、また次回以降、定例会、臨時会等があるときにそんなお話をいただければ、そういったものを議論した上で、教育委員会としてはこういった方針はおかしいよということで意見の一致をみれば、予算書の修正を可能な限りして　可能な限りというのは、時期的な問題として、可能な限りしていきたいというふうに思っています。

齊藤委員　時期的なものはわかりますが、金額的に大幅に修正になる場合もありますよね、内容によっては。

水野学校教育部長　金額については、これは教育委員会の権限の外というとおかしいと思いますけれども、補助執行ということからすると、これは市長の仕事でございますので、先ほどちょっとお話ししたとおり、教育委員としては方向性の意見をいただきたいというのが、きょう予算についての議題をこの委員会にかける趣旨でございます。

齊藤委員　確かに、それは判断が難しいところかもしれませんが、一応、地方教育

行政法を読むと、教育委員会は意見が言えると書いてあるのですね。市長が意見を聞かないと執行できないわけでしょう。つまり、これは非常に大きな問題ですよ。もちろん、決定権がないことはわかります。ただ、これはこれじゃ多過ぎるとか、少ないとか、これは倍額すべきだとかという意見は言えますよね。その意見が通らないと執行できないと。

水野学校教育部長　実質的な意見は、私はここでやっていいと思います。多過ぎるとか、少な過ぎるとか、方向性と私言いましたけれども。ただ、これについては、市長の本来的な権限でございます。

ただ、ラストチャンスといいますが、正式に意見が言えるのは、先ほど言ったように、地方教育行政法の29条で、市長が査定した後で、教育の予算はこれでやるという市長の決定が来たときに、この会にその予算書が出ます。そのときに初めて、法的には言えるチャンスということでございまして、今回はそのチャンスとはちょっと違った意味での、全体的な調整をしていく意味で御意見を賜りながら、我々も補助執行として予算を組まなくちゃいけないということで、こういった場を設けているところでございます。

名取委員長　特に、ことしの場合には、例外的に時期が早まっているということですね。

水野学校教育部長　この時期に、10月22日ごろに締め切るとするのは毎年の例でございまして、ただ、選挙の関係で、市長の査定はいつも年が明けた1月の中旬、中旬ごろにやるのですけれども、選挙の関係でそれを12月にやりたいということで、市長の査定だけは少し早まっているので、委員会の議論の場というのは、毎年この時期になります。

名取委員長　はい、わかりました。

齊藤委員　では、一応認識として、きょうは報告を聞いているという形で、何ひとつ決定はしていないという判断でよろしいですね。まだ意見を言えるところは、アクションプランの話もそうですけれども、私、今、アクションプランについては言いたいことが山ほどあります。これは今報告を聞いたというだけで、まだこれから検討していくと。

水野学校教育部長　これは、議案ということではなくて協議事項ということでございまして、皆さん方から意見をもらって、それを教育長が中心になって、事務局としては意見をもらったものを判断して、この予算書に反映するかということについての御協議をお願いしているという段階でございます。

名取委員長　ですから、このことについてはまだ継続することは考えられますね。

水野学校教育部長　そういうことで御説明しているところでございます。

齊藤委員　確認として1つ。つまり、きょう、別に意見を言わなかったかとはいって、も

うこれで決定しているということではないですね。その確認をちょっととりたいのですけれども。

水野学校教育部長 そのとおりでございます。

名取委員長 そういうことでよろしく申し上げます。

小田原委員 決定とか何とかではないのではないですか。要するに、きょうは予算請求をするに当たって、教育委員会として締め切りがあるからこれを出しますけれども、それについて御意見を伺って、修正するところがあれば修正してきょう出すということであって、決定とか何とかじゃないのでは。

水野学校教育部長 締め切り期日がきょうでございます、先ほど教育総務課長が説明したとおり、予算というのは締め切り日に財務当局が全部を足して、歳入予算と歳出予算を来年ペイするかどうかと。大体いつも100億程度、歳入に比べて歳出の方が多いわけですね。そういうことで、財務当局は、事務的にそれを歳入に合致させるべく査定をするわけですね。それで、最終的に市長が懸案といいますか、市長の政策を反映する幾つかの課題がありますので、そういったものを経て、最終的に歳入歳出を合致させて、それが市長の最終査定でございます。その原案を、教育委員会の原案として財務当局に予算を提出するわけですが、予算事務というのはずっと暮れに向かって、その100億を減らすような作業をしていくわけです。ですから、私の方は、教育委員の意見を聞いて、とりあえずここではきょうはこういう案で財務当局に出させていただきますが、きょう説明をし、きょうまた御意見があれば意見をいただいて、また次回いただくと。そういうようなことを経ながら、その精度をとといいますか、教育委員会の意向をなるべく最終的に財務当局に伝えるようなことを次回以降したいというふうに思っているところでございます。

齊藤委員 つまり、決定という言葉がおかしかったら直しますが、この予算にはアクションプランというのとはすごく大きな関連がありますよね、予算とアクションプランというのは。アクションプランの内容については是なのか非なのかといういろいろな議論をしてからでないと予算組みはできないと思うのですよ、順番からすると。まず、予算要求について一緒に説明してしまって、またアクションプランについて、ここがおかしいのじゃないか、ああじゃないかという話になったら、大幅に予算が変わっていく可能性はあるじゃないかということを行っているわけです。ですから、その意見は、まだこれから十分言わせていただいていいわけですねということで、もうこれできょう一応説明が全部終わりましたから、この予算を提出してしまったので、アクションプランのことも意見はもう言えない、

予算のことについても意見が言えないということでは困りますということの確認をとっているわけです。

水野学校教育部長　アクションプランというのは、市民も入った検討会が、検討会なりにこういった方向がいいのではないかとということを経理長の諮問を受けて報告を、予算に反映すべく中間答申をいただいたわけですから、これはもう検討会の一つの考え方なのです。その考え方を受けた教育長が、いわゆる予算を見積もるときに、教育会事務局として、これをそのまま反映するものも大いに諮問したわけですが、いや、これはまだ時期尚早だよとか、ちょっと課題だからもう少し絞ろうよとか、いろいろ教育委員会事務局の中では報告をもとにしていろいろ検討した上で最終的に予算要求するわけです。ですから、それについて、教育長が予算報告書に基づいて咀嚼しながら予算要求をするときに、ぜひ教育委員にも意見をいただきたいと考えて、きょうの予算に伴うアクションプランの報告ということで位置づけをしているところでございます。

小田原委員　私は、きょうは時間がないので、あと1時間もないのだけれども、とてもどくだい無理なことを今日やるというのであきらめていますけれどもね。非常に不親切ですよ。これが600万なのか、66億なのかというのもわからないわけ、まずね。こういう数字を示して、これをどうするのかというようなところからの説明から入っていかないから、すぐ資料をこうですと説明していくから、ちんぷんかんぷんになっちゃうわけ。どうするつもりかというのもわからない。これをやっていったら、それこそ夜中になっちゃって、意見を言えとなったら、意見は山ほどあるというから、私は山ほどありませんけれども、そういうふうにやっていったら時間がないですよ、もうきょうは。これだけやるのであるならばね。わからないこといっぱいあるわけだから。だけれども、私としては、わからないことはいっぱいあるけれども、これは積み上げてきている皆さんを信用しているわけ。信用したいわけね。幾ら説明したって、わからないことはたくさん出てくるわけだからね。それを、いわゆる来年度はこういうふうな方針で、こういうふうな予算を請求して、来年度の教育を展開していきたいというような話をして、ついてはアクションプランというのがあって、それを検討していただいているから、そこで出てきたものは来年度の予算の中に反映していくものとしてこういうことがあるので、こういうことについて盛り込んでいく。ということについて、御意見いかがでしょうかみたいな、そういう聞き方をしていたければ、まだわかるだろうということなのですよ。

そして、これがきょう締め切りだということだから、時間がないのをこうやって出し

て、わからないもので検討しないまま出していいのかどうか。時間がないのだったら、検討しないまま出すなんてけしからんからといったら、来年度、お金がない形になっちゃうから、教育はお金要らないのかなんていう話になっちゃうと困るから、これはこういう形でもって出して……。ただ、そういう場合には、財務当局が、後からまた何十億よこせみたいな話をされるととんでもない話になっちゃうから、とりあえず出して、今齊藤さんが山ほどある中で、要らないとかやるべきでないみたいのがあったら、これは今年度落としてもいいですよという話だったら、財務当局がそういう話は聞いてくれると思うのですよね。ただ、そんなわからない話を出すなというふうに怒るかもしれないけれどもね。

教育委員会というのは、行政委員会として、こういう機会があるわけだから、ほかの部署だったらば、そんなことしないで自分たちだけで検討して出せばいいわけだから、皆さんにとっては大変迷惑な話になっているわけ、多分ね。だけれども、そのシステムを経てやっていかないとやはりまずいだろうというのが、今回、こういう形で出たということです。そのやり方が、僕は下手だと思いますよ。1枚に整理したものを示して、概要はこうなっています。きょうは時間がありませんから、これとこれについてアクションプランをからめてこういうふうにしてとポイントを説明して、そのほかにまだ何か山ほどあるうちの一部を、大事なところを御意見いただくとか、そういうふうにするれば時間内に多分おさまるだろうというふうに思うけれども。

生涯学習部のもせっかく用意して……、どうなるのだろうね。ちょっとわかりませんけれども。

坂本教育総務課長 一応、今御説明させていただいているのは、要求事業のうちの、ある意味ではほんの一部に絞り込ませていただいているのですね。ポイントとしてやはり御説明をしておいた方がいいというところに……。確かに、体系的に全体をお示ししていない点、非常に申しわけなく思います。ある程度必要なところに事業は絞り込んで、情報を落としてお伝えしておきたいというところでございます。ボリュームが多いのは確かでございます。

いかがいたしましょう。このまま続けさせていただいてよろしいでしょうか。

小田原委員 例えば、小学校施設取得事業なんていうのは、説明する必要ないですよ。上げる分には上げていいけれども、こんなの出さなきゃしょうがないのだから、やらなきゃならない話だから。何でアクションプランの話をしたかという、アクションプランの中

で、新規で取り入れるものがあるわけでしょう。そういうものをやっていいのか。だから、さっき山ほど意見があるというのだから、その中で、そんなのやる必要ないのではないかとか。大体、指導力不足教員に5,000万かけるのかと思うとそうじゃない。1億かけるわけでしょう。指導力不足の教員に対して1億も市費を使っていいのかという、そういうことを聞くべきですよ。指導力不足なら都でやれという話でしょう。変な教員押しつけてきたか、自分たちがもってきたのか知らないけれども、大体都と国で金を払うべきところを市が1億出すというのは何故だとか、それをやりたいわけでしょう。子どもたちのために、教壇にそんなの立たせるわけにはいかないから、だから1億出してくださいよと。そういうふうにして提示すべきなのですよ。このまま続けていいですかじゃなくて。

名取委員長 どうでしょう、齊藤委員。今、小田原委員からお話がありましたけれども、そういう形で、申しわけないけれども、形を変えて、きょうはともできませんので、そういう形で次回なり、あるいは臨時会は無理かもしれませんが.....。

小田原委員 臨時会はだめでしょう。きょう、締め切りになっちゃうのだから。

名取委員長 そうですね。

小田原委員 だから、出してどうするのかという話じゃないのかな。

水野学校教育部長 御趣旨はよくわかりました。本当に申しわけないこともたくさんあったわけでございますけれども、それがだめなのだとされているところですけども、今まで長い伝統の中でこういった方法を当委員会で行ってきたということを踏まえながら、だめだよそんなのということはもうそのとおりでございますして、改めるべきことを改めまして、とりあえずきょうは、教育長のもとに作成したものを、これでとりあえず財務当局の方へ出させていただきます、また委員と協議しながら何か.....。

実は、この前に、1週間ほど前に、たしか総務課長の方は1回このために定例会を入れてもらえないか、臨時会を入れてもらえないかというお話もさせていただいたというふうに私は報告を受けているのですけれども、たったそれだけ、1週間前でも同じだよというおしかりを受けるかもしれませんが、教育長、また委員長とも相談をして、今言ったようなことを踏まえて、再度、そういった説明の機会を設けさせていただきたいと思います。

名取委員長 ということでぜひお願いしたいと思いますが、ぜひ委員さん方も協力していただければ.....。

齊藤委員 今の説明で、やはり概算的にどうしても出さなければ来年度の予算が立たない

のですから、私もそれはわかります、そのところは。ですからこれで、まだまだこれから意見の中で修正が出せるという確認のもとでよろしいかと思えます。

それと、こういう機会ですからちょっと一言、私も肩に力が入っちゃっているのかもしれないんですが、この定例会に出るようになってまだ2回ですから、一般公募で選ばれたということでちょっと力も入っちゃっているのかもしれないんですが、教育委員会についての根本が私、わからなくなってきたのですよ。いろいろな法令集を読みますと、教育委員会は、ものすごい権限を持っている。すごいところの委員になったのだなと私は思っていて、これは相当力を入れて頑張ろうと思っていましたが、よくよくちょっとわかってくると、今の小田原委員の話じゃないですけども、プロが考えたのだから、そのところは信用しろよと。つまり、今まではそのところでもういいじゃないですかと。恐らく、今までは、皆さんが考えたことで、プロがやったことだからいいじゃないかということですね。やはり、今後のあり方というのを少し私考えてしまうのですが、私なんかまだまだ勉強不足でわからないことだらけですが、しかしそれなりに、保護者のレベルで、わかるだけは勉強したいと思っているのですよ。そこはどうぞ理解していただきたいわけですよ。何か一々突っかかって、皆さんのやられていることに文句をつけようというなんていう気持ちはさらさらありません。ただ、理解したいのです。勉強したい。それで、わからないところは、やはり聞きたい。納得したいのですよね。その気持ちはわかってほしいのです。何か会議を一つ一つ壊そうという気持ちは一切ないということだけは、どうぞわかっていただきたい。

水野学校教育部長　毛頭そんなふうには思っておりませんで、議論が活発になって、我々も勉強になりますし……。

ただ、教育委員は、今まで1回の定例会で、1時間ほどの議論きりしていなかったものを、もう少し活性化して、議案決定というような方式にしたわけですけども、そういったことで、多くの案件を委員に、いわゆるまだたたき台の段階から情報提供をして意見をいただくというような場も設定しているわけでございます。そんなことで、事務局だけで考えるのではなくて、そういった委員の意見もその中に取り入れていこうというような試みもしておるわけでございます。

ただ、皆さん非常勤ということで、月に二度という、ほかの市ではまだほとんどが一度でございますから、二度来ていただいているわけですけども、やはり、地方自治法に基づく行政委員会としての教育委員会というのが、今、齊藤委員がおっしゃったよう

に、ある程度は事務局長である教育長にお任せをするというものが大前提で、月一度ないし二度の定例会の中で、いわゆる教育の方向性を間違わないようにというようなことが現行の法令体系でございまして、昔は、30年ぐらまでは、中野区の準公選制が始まったわけで、その前は公選制ということで、皆さん、市民から選ばれた委員だったという歴史を踏まえて、今、現行、そういった制度もあります。ぜひその辺のところを踏まえて、我々も踏まえすし、委員さん方もぜひ御理解の上、今後の委員会運営をしていただけたらなというふうに思っているところでございます。

成田教育長　先ほど来、齊藤委員の方から活発な意見を出していただいて、感謝しております。これにつきましては、教育委員会の活性化というようなところで、私ども、いろいろな情報を組み立てながら協議をしていただきたいというふうな形で出しているわけですが、本日におきまして、提案の仕方というような部分は、これは小田原委員からも前からも御注意をいただいているところでございます。非常に限られた、きょうこの予算については提出をする予定になっている中で、事務局の者も、こう言っては何ですが、昨日も夜おそくまでやって、できたてで出てきているという、仕事ぶりについて申しあげればまた指摘をいただくようなところもありますが、汗をかいてやっているところでございます。しかし、それが云々というわけではないのですが、提案の仕方については、より一層努力をしていきたいというふうな中で、大変短い時間で、ちょっときょうは具体的に限られた時間があるので、生涯学習スポーツ部の方まで一通り、目を通していただければと思っている次第です。

なお、もちろん、これからの検討もあるということ为先ほど部長の方からも申し添えましたけれども、よろしく時間配当を考えながら、お願いしたいと思っております。

坂本教育総務課長　節関係のところは省略をさせていただきます。

今、七小の改築の話をさせていただきました。

次に、小学校の耐震補強の事業も、実施計画どおりといえれば計画どおりですので、省略をさせていただきます。次に、六中のプール改築も、これもそれに取りかかっているという内容ですので、省略させていただきたいと思っております。

中学校は、従来の計画どおりの耐震補強ですが、ある意味では中学校の耐震補強に来年初めて取りかかるというふうなところがございます。そこで、中学校の改築にも取り組んでいくということがございます。

それから、施設の点検・保守というのを1枚飛ばしていただいて、その次にコンピュ

ータ関係。先ほど、アクションプラン関係で説明しましたので、こちらについては省略をさせていただきます。

高尾山学園事業でございますが、こちらにつきましては、いよいよ来年度開校となりますので、事業概要欄にありますように、スクールカウンセラー、メンタルサポーター、講師等を市費によって配置しまして、学校の運営に当たるといふものでございます。

それから、その次に特色ある学校づくり、もう一つめくった裏に同じ題名がありますが、小学校、中学校の部分です。アクションプランの中にも進めるようにとありましたが、予算の総額的にはほとんど増減がない状況ですけれども、執行上の問題としまして、極力弾力的な運用をつくっていくというふうなところでございます。

それから、学習活動指導補助者、これは設置を継続して16年度行いますので、省略をいたします。

次の学力定着度調査です。こちらにつきましては、下にございますように、15年度から取り組んでいるものですが、16年度につきましては、小学校4年、6年、それから中学校1年、この学年につきまして、調査課目、小学校については国語、算数、中学校は国語、数学、英語。それから、学習に対する意識調査のアンケート調査を実施していこうということで、実施計画にも計上されておりますので、予算を要求していきたいというものです。

その次、学校図書館の読書指導につきましても、15年度も現在取り組んでおりますが、16年度はボランティア300人を募って、学校図書館での活動を進めていきたいというものでございます。

次のところ、先ほど小田原委員からお話しありましたが、指導力不足等の教員対応の講師の配置。こちらが小学校分です。その次が中学校分でございます、合わせて1億円ということじゃなくて、合わせて5,000万ちょっとということになりますが、その金額をもって、都教委の長期研修の対象から外れてはいるものの、指導力不足で十分な学習指導ができていない教員。この教員一人に対しまして一人の講師を任用していこうということで、16年度、小学校については20名程度、中学校については10名程度と想定しての予算要求となっております。

それから、その次のところですが、職員用のタイムレコーダーの設置、小と中と合わせまして1,000万程度ということですが、教職員の出退勤管理の適正を期すために、学校にタイムレコーダーを備えつけていこうという経費となっております。

その次の学校選択制、これは実施のための経費ということで御理解いただければと思います。

それから、申しわけございません。もう一つ、別つづりで、特別支援教育移行というところからのつづりがあるかと思えます。こちらがまず、先ほどの議案の中での議論の予算に対しての内容です。

1 枚目が小学校での移行のための経費ということで、都の支出金を受け入れての事業。指導補助員の賃金ないしは特別支援教育の指導員への謝礼ということで、予算計上していこうというもの。それから、知的障害学級の設置、それから次も情緒障害学級の設置にかかる経費というふうな内容となっております。

あとは、精神科の嘱託医を1人増員しよう、それから、PCBに関する血液検査についての予算を計上していこうというふうな内容のものでございます。

それから、先ほどの資料に戻って、横書きの方です。最後についております横書きのもので、幾つか来年度に向けて事業の廃止ないしは見直しをしていこうというものを一覧にしております。

1 つは、研究奨励については、1校当たり3万円程度のものだということがありまして、これを特色ある学校づくりの中の方へ盛り込んでしまおうというふうなことで、これも項目としては廃止をしていくと。

それから、先ほどアクションプランのところでも説明ありましたが、部活の外部指導員、これにつきましては、総額的には660万ほどを750万に増額してございますが、単価を落とした上で回数を大幅にふやしていこうというふうな計画をしております。

それから、夏のプールの外部指導員。これについては、もう教職員で対応するというので、予算計上をしておりません。

そのほか、開閉業務についても、朝の開扉については予算上廃止をしていくと。夕方についても、先ほどアクションプランにありましたが、学校の選択にゆだねていこうというふうな内容です。

それからあとは、1つ、2つほどは特段よろしいかと思えます。

3つ目のところ、連合行事の補助金につきましても、バス借り上げの一括契約等によってコストダウンしていこうと。

管理員は、これは定年退職者を嘱託に動かしていこうというものです。

それから、給食員についても、最終的な姿はちょっと今の段階では固まっております

んが、退職者分を現在臨時職員でカバーをしていこうというふうな内容として、予算要求は整理しております。

学校教育部に関する部分は以上でございます。大変長くなって申しわけございません。
名取委員長 ありがとうございました。

では、引き続いて、よろしくどうぞ。

米山生涯学習総務課長 では、生涯学習スポーツ部分の御説明をさせていただきます。

1 ページ目の予算要求総括表というものがございます。その中で、生涯学習スポーツ部では、大きく3つの柱を立てました。生涯学習の推進、スポーツの推進、文化の保存継承という中で予算を立ててきました。

その中で、主な政策的経費として、目立ったものはないのですが、1つには生涯学習の振興、もう一つは、読書のまち八王子事業、スポーツの振興では、体育振興事業と富士森周辺の陸上競技場・野球場の管理事業、文化の保存継承については、ステゴドンゾウの化石の保存活用事業と歴史普及活用事業です。これについては、後で詳しく御説明したいと思います。

それから、事業の統合・廃止については、新生涯学習推進計画の策定が今年度終わりますので、それが廃止になると。あと、中央図書館移動図書館車については、御存じのとおり、9月に廃車しました。それから、中央図書館の施設の管理経費、大規模修繕がございましたけれども、来年度、大規模修繕はございませんので、これが経費的になくなっています。それから、読書のまち八王子推進協議会の経費については、今年度、計画が終わりますので、終了ということで、廃止という形になります。

では、次のページを開いて、その次のページにいただきたいと思います。

スポーツの振興では、1つは総合型地域スポーツクラブということで、来年度は地域に総合型スポーツクラブをつくっていくという形です。

その次のページに移ります。富士森公園については、通常の維持管理経費にプラスして、身障者トイレを設置するというので480万計上しております。

次に、富士森公園野球場でございます。これについては、大分芝生等の傷みが激しいもので、芝生の張りかえ工事を16年度、17年度についてはスコアボード等を予定しております。

次のページになります。ステゴドンゾウの化石保存活用事業。14年度、北浅川の河川敷で発見されたステゴドンゾウの化石について、レプリカを作製すると。骨格復元模

型になります。来年度、こども科学館に展示する予定でございます。

次のページになります。歴史普及活用として、千人同心屋敷跡碑の整備を今年度、来年度修繕、さくの修繕等を予定しています。

それから、もう一つには、八王子から西八王子の千人同心等の史跡の活用を図るための案内板の設置を予定しております。

次に、読書のまち八王子推進ということで、これは今年度から来年度にかけてやっておりまして、今年度は通年開館、あるいは地区図書室のネットワーク、障害者宅配サービス等をやってきましたので、来年度については老人ホーム等の高齢者施設へのサービスを考えて予算計上しております。

次のページですけれども、ここは生涯学習支援システムの運営管理という形の中の予算を計上しています。これは、市民が、例えば文化施設をインターネットで御予約できるシステムと、スポーツと文化施設では大分、今、同時抽せんをやっていきますけれども、その辺にちょっと不都合がありまして、スポーツと文化施設を分けまして、もう一つは、文化施設の部分のアウトソーシングを予定しています、来年度。その予算計上をしております。

それから、その次のページですけれども、市民体育館の管理運営については、15年度通年開館を継続して来年度もやっていく経費です。

夢街道駅伝競走大会については毎年同じですので、省略させていただきます。

それと、体力づくりも省略させていただきたいと思います。

滝ガ原運動場については、16年から18年度に向かって、野球場10面、ソフトボール場4面を年次的にやっていく、来年度は第1期になります。野球場4面とソフトボール場1面を、通常の維持管理経費にプラスして、約980万円ほどの予算を計上しております。

次に、国史跡八王子城跡保存整備ということで、これについては土地の取得ですので、国庫補助10分の8、都補助10分の1、市税10分の1ということで整備していくという形です。

次のページです。地域有形文化財活用推進事業補助金ということで、山車、みこしの修繕を修繕費として計上しております。

次に、新規展示物制作ということで、こども科学館で毎年500万ほどかけて展示物を二、三点 以前は大学にお願いしていたところですが、ことしから民間、来年も民

間で二、三点、展示物をお願いする予定です。

次のページ、北海道白糠町小学生交流でございますけれども、ことしは白糠町からこちらに来ました。来年はあちらに10名ほど、3泊4日で行く予定の費用を計上しております。

狭間スポーツ広場の土地償還分の償還金ですので、省略させていただきます。

あと、西南部地域等の体育館整備も省略させていただきます。

あと、冒頭に説明したとおり、廃止、縮小事業の調査書でございます。

それ以外に、通常の生涯学習センターの管理運営、あるいは公民館の管理運営、図書館の管理運営経費等は通常の事業ですので、これには載せてございません。新たな要素の部分だけ御説明させていただきました。

以上で説明を終わります。

名取委員長 今、説明を両部からしていただきました。先ほども申しましたように、次回、わかりやすい方法で御説明していただけるということですので、きょうはこれをもって終わりにしたいと思いますけれども、よろしいですね。

何か特別にあれば。

坂本教育総務課長 次回、予算といいましょうか、来年度の仕事の骨組みでしょうか。それから、それがベースとなっているアクションプランの考え方、説明はさせていただきましたので、これはアクションプランの提言を予算化したものですよとか、これは市の実施計画を反映しているものですよとかというふうな事業を少し体系にして、新しく取り組んでいくものはこういうものがありますというふうなものをある程度一覧でお示しをすることにはなるかと思いますが、事業内容をもう一度、きょうお持ちいただけますので、もう一度繰り返して御説明するというのは、もう1回時間を使ってしまうので、その上で御意見等あればいただくと。予算につきましては、この姿をもって、きょう締め切りになりますので、出させておいていただくと。その上で御意見を聞いて、教育委員会の仕事として進むべき方向を、こういうふうに変更しろと御指示がある分は、それは予算の修正をかけていくということで整理してまいりたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

名取委員長 そういうことで、よろしいでしょうかね。

小田原委員 次回は、5日。午前中でしょう。

名取委員長 午後になります。

小田原委員 期限が切られているのではないですか。そういう話になっていくと、時間が何時になるかわかりませんよね。だから、大丈夫なの、そういうふうに進めて。

齊藤委員 1つ提案ですが、どうも今のこのアクションプランにも、小田原委員からも言われたとおり、何か私が一人でいろいろとあるというふうなところもありますから……。

小田原委員 齊藤委員が山ほどあると言ったから、私は山ほどないけれども、幾らかあるということで……。

齊藤委員 それで、1つ提案ですけれども、こういうことが前例があるかどうかわかりませんが、私も今思いつきなのでできるかどうかわかりませんが、例えば、私、どういふところに疑問を持っているのかというのを一つにまとめて文書化して、各委員のところに事前に送っておくとか、そういうことはしてもいいですか。つまり、次回の会議をなるべく早く進めるためにも、こういうところを私は不思議に思っているというようなことをまとめて出しておけば、それに対してはすんなり行くかなというような感じはしますが、そんなことはしてはいけないのですか。

小田原委員 いけないと言われると、いけないとか、いいとか言う立場にはないけれども、基本的には何を言ったっていいわけだから構わないと思いますけれども、早くするために意見をとかいうのなら、この場のどこかで出されて、あらかじめでなくても構わないと思いますけれどもね。

水野学校教育部長 全部わかったわけではないのですけれども、いろいろと事務局の情報提供、資料等、いわゆる質疑といいますが、疑問があった場合は、ぜひ事務局の方に、これは齊藤委員には先般にも呼んでくれれば行くよとか、土・日でも結構だから呼んでくれよというお話なので、この会が月2回しかありませんし、皆さんお忙しい中出てきて、決まった時間の中で能率よく議論してもらうために、私の方はいつでも呼んでいただければ、そういった事務局案についての御質疑の部分についてはいつでも御説明に伺いたいと思います。

名取委員長 それでは、皆さんの御意見を踏まえた上で、次回、よろしくお願ひしたいと思います。

大変長時間ありがとうございました。

名取委員長 続きまして、報告事項へ移りたいと思います。

学事課から、よろしくお願ひします。

尾川学校教育部主幹 お手元に報告事項資料（学事課）がお配りしております。

平成16年度、来年4月に小学校1年、中学校1年に新たに入学する子どもにつきましては学校選択を実施するという事で、夏に希望票を配りまして、9月の中ごろ、一応締め切りを設けましたが、9月いっぱいまで受け付けをいたしまして、一定の数字がつかめましたので、その状況につきまして、担当の穴水主査から御報告申し上げます。

穴水学事課主査 それでは、資料に基づきまして、御説明申し上げます。

まず、表について説明を申し上げます。

一番上の部分ですが、左側から学校名、その隣に選択制度転出、転入、増減とありますが、こちらについては、各々学校選択により他の学校を希望した方、あるいは他の学校から選択を希望した方と、増減につきましては学校選択によるその学校の人数の増減ということになっております。

それから、その右側の9月末現在入学予定者数、こちらにつきましては、その学校選択による増減を反映させた9月30日現在の入学予定者数となります。したがって、今後、引っ越し、転入とか転居、あるいは私立学校への入学などにより増減するものでございます。

それから、学校選択制度の導入以前から指定校変更基準に許可区域という承認理由がありました。この許可区域は、町会や自治会などの要望に基づいて、指定校以外の特定学校への入学や就学について認めた区域でありまして、その区域の方にとっては、その特定学校、許可された特定学校も指定校と同じような状況になっており、従来から選択制のようなものでありましたので、許可区域による選択人数を、除いたものが一番右側、許可区域を除いた数ということになります。

個別に当たっていきますと、最初に、小学校の状況でございますが、一番下のところにありますように、476名の方から選択希望票の提出がありました。許可区域を除きますと337名ということになります。許可区域を除いた数を学校別に見ますと、松木小学校で、下の方ですが、25人の増がありますけれども、全体的に見ますと、大体数人から十数人の増減という形になっております。

なお、一部、当初の予定数を越えた学校もありましたが、学校長と協議した上で、ここに挙がっております476名の方につきましては、すべての選択希望を受け入れる予定で今準備を進めております。

次のページをご覧ください。

続きまして、中学校の部分ですが、同じように606名の方から選択希望票の提出がありました。許可区域を除くと534人となっております。

同様に、学校別に見てみますと、増の方では宮上中学校の39人が最高になっておりまして、全体的に小学校と比較して各校の増減の幅が大きくなっているという状況があります。

中学校につきましても、一部予定を超えた学校がありました。学校長と協議をさせていただいて、すべての受け入れをするという予定で準備を進めております。

それから、もう一枚めくっていただいて、統計の部分がありますが、まず、小学校ですが、学校選択の割合を見てみますと、選択希望者数が、全体で占める割合が9.9%、先ほどの許可区域を除きますと7%という状況になっております。

選択希望票をお出しいただく際に、その中でアンケートを幾つかお答えいただいております。選択理由の中では、「通学の距離・時間」が23.3%、「兄・姉が通っている」が20.8%、「子どもの友人関係」が17%と上位を占めております。

平成15年度までについては、今まで指定校変更というもので対応していたのですが、それとの比較ですが、今回の学校選択が、先ほど申しあげましたように476人、平成15年度小学校の指定校変更の承認件数が414人ということで、選択制によって大幅な増には至っておりません。これを分析してみますと、小学校については、まだ低年齢のお子さんということもあって、「通学の距離や時間」、「兄・姉が通っている」という従来の指定校変更基準に該当する理由による選択が多くなっていると考えられます。

もう一枚めくっていただきますと、中学校については選択希望者数の割合が12.4%、許可区域の除いた数で10.9%と、小学校に比べて選択の割合が高くなっています。選択理由では、「子どもの友人関係」が28.6%、「学校の特色・校風」が14%、「部活動」が13.8%というのが各々上位となっております。それから、学校の情報についてですが、「学校公開に参加した」が35.4%、「友人・知人に聞いた」が40.9%と上位となっております。

中学校につきましても、今までの指定校変更と比較してみますと、学校選択による選択者数が、そこにありますように、606人、平成15年度指定校変更の承認件数が300人程度になっておりまして、大幅にふえております。理由の部分でもありますが、「学校の特色・校風」や「部活動」が選択理由の上位になっていることから、小学校に比べて、学校選択の導入効果が高かったということが考えられると思います。

最後に、今後のことですが、小学校、中学校についても、学校の情報の部分で、「学校公開に参加した」がまだ一番になっておりませんので、この数字がさらにアップして、なおかつ「学校の特色」や「学校の教育目標」、これを理由とする選択がさらに増えていくような形で、次年度以降、考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

名取委員長 　ただいま学事課の報告は終わりました。

本件について御質疑ございますか。

小田原委員 　選択希望者数の割合について、9%、12%という数字に対する評価は、担当課としてはどういうふうに考えているのですか。

尾川学校教育部主幹 　この学校選択を始めるときにも、どの程度のパーセントあるいは予測といいたいでしょうか、考えていたんですけれども、10%、10数%程度と考えておりました。既に先行している区ですと、たしか中学校が2割で小学校が15%ぐらいのところ averages だと思えました。本市は、御案内のとおり、交通の便の問題もあり、山間部等も持っておりますので、その平均値よりは当然低いだらうと予測しておりました。

それからしますと、大体予測に近いような選択の状況かなと思います。初年度でございますので、ちょっと様子を見たという方もいらっしゃるでしょうし、何年か続ける間に当然と割合は高まっていくし、特色化とかいうものも相まって進んでいくことによって、増えていくのかなと思っております。

名取委員長 　他にはありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 　では、特に御意見等はないようですので……。

小田原委員 　学校がどういうふう to 受け取っているかというのが一番議題にするところだけれども、初めてだから。

気になるところは幾つかあるけれども、様子を見て、これから……。積極的に進めるという姿勢は変わりませんか。

尾川学校教育部主幹 　はい。

名取委員長 　他に意見等ございましたら。

〔「意見なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 　では、ないようですので、ほかに御報告等ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　　ないようであります。

　　以上で本定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

　　これをもちまして、本定例会を終了いたします。

　　大変ありがとうございました。

（午後４時４５分閉会）